

厚岸町議会 平成26年度各会計決算審査特別委員会会議録

平成27年10月19日

午前10時00分開会

- 委員長（大野委員） ただいまから、平成26年度各会計決算審査特別委員会を開会いたします。

- 委員長（大野委員） これより、審議に入ります。進め方は、款・項ごとに進めてまいりたいと思いますが、これに、ご異議ございませんか。

（異議なし）

- 委員長（大野委員） 異議なしと認めます。
それでは、款・項ごとに進めてまいります。

- 委員長（大野委員） 先の第3回定例会において、本委員会に付託されました決算認定9件のうち、はじめに、「認定第1号 平成26年度厚岸町一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

- 委員長（大野委員） 各会計歳入歳出決算書の13ページをお開き願います。
事項別明細書の歳入から進めてまいります。
なお、項によっては、ページ数が複数に及びますので、質疑の際は、ページと事業名を特定のうえ、行ってください。
それでは、進めてまいります。
1 款 町税、1 項 町民税。
8 番、南谷委員。

- 南谷委員 1 款、1 項、1 目でお尋ねさせていただきます。1 節、個人収入ですけれども、未済額が4,154万6,884円という記載がございますが、確か去年は5,297万1,278円、1,142万4,394円が対前年比減額となっております。
この内訳ですけれども、現年度分で53万8,838円、滞納繰越分が1,028万3,056円の減額となっております。この要因について現年度と滞納繰越分、各々どの様になっていたのか、この年についてお尋ねをさせていただきます。

- 委員長（大野委員） 税財政課長。

- 税財政課長（星川課長） 町民税全般についてお答えさせていただきます。
基本的に滞納繰越になった分につきましては、委員が仰ったとおりの未済額になってお

りますけれども、基本的には滞納繰越にならないように現年度分をきちんと対応させていただいています。その結果が現年度分の額を押し下げている状況になってございます。

滞納繰越分でありますけれども、この分につきましては不納欠損処分も一部含みますけれども、納税者一人ずつ対応させていただいて、未収を下げていくという手法を取っているところでございます。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 ちょっと分かるような分からないような、続けてまいります。

一般会計歳入歳出決算資料の9ページに記載がございまして、徴収率でございますが、記載にある通り市町村税の徴収率が92.3パーセント、この徴収率が昨年よりも向上しております。国保税の収納率も向上しております。徴収体制、各課の連携体制、徴収員の対応なども含めました徴収体制はどのように、この1年間なされたのかお伺いをさせていただきます。

●委員長（大野委員） 税財政課長。

●税財政課長（星川課長） 徴収率の関係でございまして。

これにつきましては、昨年の決算委員会の時にも若干申し上げましたけれども、今年につきましても4年連続で最高の徴収率にいらっしゃるという状況でございまして、この分につきましては、やり方としてですね、収納率の強化に向けて昨年度の滞納繰越となった部分、未収となった部分についての反省点を踏まえまして、当該年度で更に徴収方針を定めます。

この部分で昨年の状況を踏まえた中で、今年はどういったことをやっていけば良いのかということ、先ず課内で調整させていただいて、それに向けて収納率を上げていくという手法を取ってございまして、その結果として収納率が全体で92.3パーセント、昨年に比べても若干上回っているということになってございまして。

いずれにしましても、これにつきましては納税者の方の納税意識も重要ですが、それに向けて我々も一人ひとり、個人個人に対応させていただきながら、収納率を上げていくという手法でやっているところでございまして。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 ずっと聞いてきましたが、1年を振り返って平成26年という年は、収納率の向上の結果に至っているということなので、先ずは色々な産業構造、経済の実態もまずまずだったのかなと、その上乘せに跳ね返ってきたのかな、収納に関しては。

いずれにいたしましても、職員の各課との連携、それから税に対する取組み、徴収員の対応も含めてお二方を臨時で雇って徴収をされております。この辺についても、私は無理に、強制的に引剥がすような徴収ではなく、何度も足を運ぶことによって少しずつ、また、税に対する理解をいただいていた結果が、この様な数字に至っているの

でないかと、かように思う次第でございます。改めて担当課の業務の精励に対しまして敬意を表します。

今後も平成27年度、非常に厳しい経済環境にあるのではないかと、徴収努力をしても徴収率が上がるとは限らないと思うんですよ。収入未済も発生する可能性もあるわけですよ。調定額が上がっても実際にお金がないから払えないんだ、こういう状況にも陥りかねない今日の状況にあります。税財政課としてもなお一層市民の理解を得られるような職員の体制、業務に取り組むべきと考えますが、いかがでしょうか。

●委員長（大野委員） 税財政課長。

●税財政課長（星川課長） 委員が仰いました通り産業の部分につきましても、去年につきましては右肩上がりの、調定額もそうですけれども、状況だったということもありまして、収納率も上がったという構図も一部はございます。私共といたしましても、納税される方々の意識を高めることは勿論でありますけれども、滞納となっている方々につきましても、最低限の生活水準を維持させて、納税相談をさせていただきながら、滞納分を解消する方向で進めてまいりたいと思っております。

因みに、新たな滞納者を作らないという手法も取組んでおります。これは現年度分の徴収になってきますけれども、そういったことを踏まえながら、全体的に収納率を向上させていくということで進めたいと思っております。また、職員につきましても非常勤職員2名を今まで通り継続させていただいて、その成果として収納率に表れておりますので、この辺も維持させていただきながら対応していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

●委員長（大野委員） 4番、石澤委員。

●石澤委員 今の話を聞いていて、頑張っているのは分かりましたけれど、資料の11ページにある滞納額の問題ですが、24年以前のもの、それから平成25年度・平成26年度という形で合計すると相当な金額になるんですが、これはどの様な形で解消というか、解消できないものなのか、どのような形でこれをもっていくつもりなんでしょうか。

●委員長（大野委員） 税財政課長。

●税財政課長（星川課長） 滞納繰越の全体の部分でございますので、今後の対応についてお答えさせていただきます。基本的には先程の南谷委員からあったとおり、先ず現年度分の収納率を確保して滞納を作らないという手法で今は取組んでおり、古い分が残っている状況になります。

この部分につきましては、やり方として不納欠損での処分という手法がございます。これはあくまでも地方税法に則った形で、その滞納額を処理していくことになってきますけれども、このやり方につきましても税法の法律に従って、該当するものがあれば、それらを処分させていただく方針になるかと思えます。

いずれにいたしましても、滞納額のある方々については個人毎に折衝させていただき、納税も若干なりとも頂く中で進めております。ただ、多額の滞納者もおられますし、既に転居されて不在となっている、居所不明になっている方もいらっしゃいます。そういった部分につきましては不納欠損処分で、基本的には5年の時効ですとか、そういったことをさせていただきながら、額を縮小させていく手法になるかと思います。

●委員長（大野委員） 他にございませんか。

（なし）

●委員長（大野委員） 2 項 固定資産税。

（なし）

●委員長（大野委員） 3 項 軽自動車税。

（なし）

●委員長（大野委員） 4 項 たばこ税。

（なし）

●委員長（大野委員） 5 項 特別土地保有税。

（なし）

●委員長（大野委員） 6 項 都市計画税。

（なし）

●委員長（大野委員） 2 款 地方譲与税、1 項 地方揮発油譲与税。

（なし）

●委員長（大野委員） 2 項 自動車重量譲与税。

（なし）

●委員長（大野委員） 3 款・1 項 利子割交付金。

(なし)

●委員長（大野委員） 4 款・1 項 配当割交付金。

(なし)

●委員長（大野委員） 5 款・1 項 株式等譲渡所得割交付金。

(なし)

●委員長（大野委員） 6 款・1 項 地方消費税交付金。

(なし)

●委員長（大野委員） 7 款・1 項 ゴルフ場利用税交付金。

(なし)

●委員長（大野委員） 8 款・1 項 自動車取得税交付金。

(なし)

●委員長（大野委員） 9 款・1 項 国有提供施設等所在市町村交付金。

(なし)

●委員長（大野委員） 10 款・1 項 地方特例交付金。

(なし)

●委員長（大野委員） 11 款・1 項 地方交付税。

(なし)

●委員長（大野委員） 12 款・1 項 交通安全対策特別交付金。

(なし)

●委員長（大野委員） 13 款 分担金及び負担金、2 項 負担金。

(なし)

- 委員長（大野委員） 14款 使用料及び手数料、1項 使用料。
8番、南谷委員。

- 南谷委員 14款・1項・6目 土木使用料、3節 住宅使用料でお伺いをさせていただきます。3節の住宅使用料でございますが、8団地、町営住宅がございます。

総体的に利用と収入状況についてお尋ねをさせていただきます。収入済金額、八つの団地の合計が7,384万7,500円、対前年比224万7,860円の減額となっております。白浜団地は増額の44万8,620円、これが増額でございますが、しかしながら奔渡団地ではマイナスの53万円、梅香がマイナスの31万5,000円、有明団地は35万5,000円の減額となっています。これらの状況を踏まえまして、平成26年度の利用状況についてお尋ねをさせていただきます。

- 委員長（大野委員） 建設課長。

- 建設課長（松見課長） この度の決算では前年比224万6,860円になりますが、収入済額が減少しております。この右隣にも収入未済額がありますが、ここでも収入未済額が対前年比14万3,300円、増加が残念ながらしているということであります。

収入済額が減った一部でありますけれども、収入済額の大きな要因でございますけれども、平成25年には新たに9戸の募集をさせていただいたんですけれども、昨年度はそれを上回る12戸の募集をさせていただくことができた。つまり退去者が26年度は多かったということになります。それで25年度は7月に1回目の募集をさせていただいて、年3回させていただきました。昨年は残念ながら1回目が9月と出遅れたことで、2回の募集しかできなかったということでございます。

これは昨年4月半ばに、突然として建築作業員が自己都合退職したいということであります。私共も無理な慰留をできない状況であったものですから、やむなく承認をさせていただいて、直ちに公募・募集、採用手続をさせていただいたところ、2ヶ月を要してしまいました。この間、適切な維持管理作業が停滞してしまったということで、募集が4月から9月にずれ込んでしまったと。こういう関係で当初見込まれたものより、収入減が発生したものと捉えているところでございます。

- 委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

- 南谷委員 そうしますと、当初予定していたよりも作業員の入れ替わりと、待機者は居るんだけれども、その期間が空白になったと。そういうことで若干の収入減に陥ったと、そういうことで理解をしてよろしいですね。

その上でお尋ねをさせていただくんですけれども、収入未済額でございます。184万6,340円、前年比14万3,300円増額になっているんですよ。収入未済額が増えてしまった。現年度と滞納繰越の分も含めた、収入未済額の関係について説明を求めます。

●委員長（大野委員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） 収入未済額でありますけれども、前年比14万3,300円、残念ながら増加をしてしまっている状況でございます。その内訳でございますけれども、25年度までの滞納分、いわゆる滞納繰越分でありますけれども、最終的には86万6,350円となりまして、前年比4万5,520円の増ということでございました。

次いで、平成26年度分、現年度分の滞納額でありますけれども、97万9,990円、前年比9万7,780円の増ということでございました。これは平成25年度においては、最終的に前年比、新規滞納という方が5名であったんですけれども、平成26年度は残念ながら2名増加し7名になったということでございます。この様な関係から、昨年を上回ってしまっている状況にあると捉えているところでございます。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 町営住宅の利用者、それぞれいろんな方がおられると思うんですよ。残念ながら滞納者が増えてしまった。それぞれの経済状況、社会状況もあると思います。

それでお尋ねをさせていただくんですけれども、徴収の実体についてお伺いをさせていただきます。どのような体制で徴収に臨んでおられるのかその体制について、職員とか、税務課との関係なんかも含めてですね、無理な徴収があるのかないのかも含めて、建設課で担当なさっている部分、徴収に関してのお考え方、それから取り組みについてお尋ねをさせていただきます。

●委員長（大野委員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） この徴収にあたっては、建設課の契約管財係、担当は3名のスタッフと係長がおります。日常的には庁内関係課による税外収入対策会議で色々情報を交換させていただいて、アドバイスもいただきながら職員が対応している状況であります。

特に年3回程はですね、重点的な徴収対応というんでしょうか、特にお正月を迎える12月後半に出費が多大となる時期でありますけれども、その前に少しでも納入いただけないかという重点期間。それから2月から3月にかけては、前年度までの滞納繰越分について少しでも整理していただく期間。それから4月・5月には、現年度分、残念ながら残っている分についても、最後の月だということで重点対応をさせていただいている中で、日常的にはどうしても連絡をいただきたい、残念ながら連絡をいただけない方は夜間も惜しまずですね、あまり遅くならない時間ですけれども電話・訪問、その様なこともさせております。電話・訪問は特に12月、2月・3月、4月・5月は重点期間として増やしていると、その様な体制を組んでいるところでございます。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

- 南谷委員 今、伺いますと、それぞれ担当の3人の職員が毎度足を運んでおられる。それから年末や決算時期に向けて、それぞれ配慮されているんですけども、決して無理な徴収をしると私は言っているんじゃないんですよ。数字的に14万3,000円増えてますけれども、多くの町営住宅の利用者がいるわけですから、適切な税に対する理解、それからどうしても払えない家庭の状況なども足を運ぶことで入居者の状態も分かると、色んな各課との連携の中で福祉関係の相談もあると思います。

そういうことに、これからはしっかり管理者として、建物だけの管理ではなくてですね、そういう連携も含めた職員の適切な徴収方法も考えていただきたいと思いますし、一生懸命に頑張っている姿も良く分かりましたので、今後も一生懸命に精励していただきたいと思います。

- 委員長（大野委員） 建設課長。

- 建設課長（松見課長） ただ今のご意見でありますけれども、今後とも引続き利用者の相談に十分に乗るような姿勢を持ってですね、お話を伺ってきたいと思います。

- 委員長（大野委員） 他に1項、使用料でございませんか。

（なし）

- 委員長（大野委員） なければ、2項 手数料。

（なし）

- 委員長（大野委員） 3項 証紙収入。

（なし）

- 委員長（大野委員） 15款 国庫支出金、1項 国庫負担金。

（なし）

- 委員長（大野委員） 2項 国庫補助金。

8番、南谷委員。

- 南谷委員 15款、2項、1目 総務費国庫補助金。ここで若干お尋ねをさせていただきます。25ページ、調定額が5,157万7,000円とありますが、これは地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金・地方創生先行型、これは繰越明許費だと思います。

この中にですね、10月14日開催の総務産業常任委員会で報告されました1,540万の買

物ポイントカードの導入支援が記載されているということで、よろしいでしょうか。

●委員長（大野委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） 26年度の決算において、27年度へ繰越明許費として繰り越させていただきました。その財源として地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金・地方創生先行型3,572万9,000円、この中に財源としてご質問がありました1,540万円が含まれてございます。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 そこでお尋ねをさせていただくんですが、買物ポイントカード導入支援事業につきましては平成26年度予算で、昨年の予算ですよ、平成27年の第一定、3月16日追加補正で繰越明許費として1,540万円の計上がなされました。

その後ですね、6月4日、総務産業常任委員会におきまして、平成27年度の各課の実施事業について説明がありました。その時もこの関係についての説明がありました。更には、27年6月23日の第二定でございますが、繰越明許費の報告と言うんですか、議会での報告がなされました。そして10月14日、つい先日でございます、総務産業常任委員会に事業の変更についての説明がありました。ここ迄が私が記憶している部分なんですが、そういうことでよろしいでしょうか。

●委員長（大野委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） ご質問者が仰られる通りだと思います。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 ここから先はですね、ここは歳入でございますから繰越明許費だよということで理解をしておりますので、委員長、繰越明許費、27年度にかかる部分でございますけれども、歳出で同じ金額が出てきます。そこでお尋ねをさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

●委員長（大野委員） はい。

（「いいです。」の声）

●委員長（大野委員） 他にございませんか。

（なし）

●委員長（大野委員） なければ進みます。3項 委託金。

（なし）

●委員長（大野委員） 16款 道支出金、1項 道負担金。

（なし）

●委員長（大野委員） 2項 道補助金。

（なし）

●委員長（大野委員） 3項 委託金。

（なし）

●委員長（大野委員） 17款 財産収入、1項 財産運用収入。

（なし）

●委員長（大野委員） 2項 財産売払収入。

6番、室崎委員。

●室崎委員 2項、財産売払収入でお聞きいたします。節説明欄にも記載がありますが、しいたけ菌床売払代というものが出てきますので、ここでお聞きさせていただきます。

先月の4日でしたか、議員協議会が開催されまして、そこで非常に丁寧な事実関係の説明を受けました。この様な問題に関して非常にきちんとした説明を議会の前に、前もって我々に資料を示して説明をくださるということは、その後の議論が非常にシャープにできるわけですから、大変に良いことだと思っております。そのこと自体がどうのこのうの意味ではなくてね。

それで、その後何でしょうか、現在随分とこの問題に関しては街の中に話が流れております。私も何人かの方から、何をやっているんだということをお聞きしています。非常に厳しい話が出てきています。町に対する信頼を揺るがしかねない様な論調の話も随分と聞いております。

それで、やはり議会としては今回の問題の解決のみならず、今後に向かっての体制をどう構築していくかという所まで、きちんと議論しなければならないと思ひまして、何点かお聞きいたします。

その前にお配りいただきました一般会計歳入歳出決算資料というものがございしますが、その6ページに決算の納入予算に対する増減内訳という所で、しいたけ売払代マイナス2,649万4,360円という数字が出ておりますね。それから12ページに生産物売払収入とい

う所で、未収入額2,667万1,800円という数字が出ております。微妙に違うんですけども、これは恐らく意味が違うからだと思うので、この内容を簡単に結構です、説明してください。

●委員長（大野委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） お答えさせていただきます。歳入歳出決算資料の6ページ、こちらにつきましては予算に対しての歳入額との未済がどうなっているか、という資料になってございます。

それと12ページの生産物売払収入でございますけれども、これは実際に販売を行って、その内、入ってきた収入、これが調定で7,160万9,440円、これが実際に販売した金額でございます。それに対して収入があったのが4,493万7,640円でございますので、差引2,667万1,800円、これが実質収入未済ということになってございます。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 分かりました。そうすると予算通りにいってれば、ここにこんな大きな数字は出てこないということになるわけですね、これは分かりました。片方は対予算の数字であるし、片方は対販売の数字であるということで分かりました。それで、本論に戻ります。

今回の事実関係をですね、個々の論点を言う前に簡単に整理しておきたいんですが、菌床センターには設置条例があって、施行規則があって、要綱がありますね。その施行規則の第7条では、きのこ菌床代金は引き渡しの前日までに納入しなければならないと。要するに、これを担当者の側から見るといって、きのこ代金を頂いてからでなければ物を引き渡してはならないと記載されているわけです。未収入額というものが欄の中に出てくる余地はないんですね、これが施行規則の記載です。

そして、その内容につきましては単に施行規則に書かれているだけではなくて、菌床センターと菌床を買い受ける事業者の間では、売買契約書を作成することになっておりますね。その売買契約書は一人ひとり違うものではなくて、きちんと雛形が作ってある。その売買契約書の第3条には施行規則第7条を書き写したような、代金支払い及び引渡しに関する条項がある。こういう中で、この産業は行われていくという様になっていると思われませんが、この点については間違いありませんか。

●委員長（大野委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） 委員、ご指摘の通りでございます。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 それで、9月4日に詳細な資料を頂いて、副町長がわざわざ臨席の下に丁寧な説明をしていただきました。その時に大口の問題がある、相手方として個人Bという

相手方と法人Aという相手方、これについて表を出して丁寧に説明してくださいました。

先ず、個人Bからお聞きいたします。この個人Bという相手方は、その菌床を育てる工場ないし事業所ですね、これはどこに置いているんですか。

●委員長（大野委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） 上尾幌に置いてございます。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 町内なんですね。住所も町内ですね。

●委員長（大野委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） 住所、所在地共に町内でございます。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 この個人Bに関しましては、26年度と27年のを合わせますと908万8,920円の焦付きがあると、未収額ですね、と聞いています。説明を受けました。これに至るまで平成26年12月30日に199万2,600円納入し、27年3月16日に199万2,600円納入、27年5月12日に299万9,520円納入、27年8月31日に8万円納入。そうすると908万8,920円の内、706万4,720円は納入しましたと、27年8月31日現在でね。というお話も伺いましたが、そうすると、これは平成26年12月30日以前において既に未収額を出しているわけですね。

細かくは要りませんから、何時から、何年度ではどの程度、概算で結構ですから、未収額を出しているのか、この経緯ですね、これについて説明をいただきたい。

●委員長（大野委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） 質問委員から議員協議会で説明した際に、決算委員会までに資料の用意をしていただきたいということで、その資料を事前に議会事務局を通じて皆さんに配付されていたかと思います。

これで3年分の各生産者毎の出荷の状況、それと、その入金がいつ行われたのかという資料を生産者、例えばAは24も25も26もAでございます。例えばJは24も25も26もJという資料になってございます。この資料で見た通りですね25年度迄は、菌床を引き渡す前に前納という形で取られてきていないものの中に多々あります。でも、何とか出納整理期間の中で、5月末日までに会計管理者の口座の方に入れていただいていたものですから、こういった形になったのは26年度が初めてということでございます。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

- 室崎委員 今、大事な論点が一つ出てきているんですが、出納閉鎖までに納入すれば問題なしという様に聞こえる発言がありましたけれども、これについては後ほどやりますので保留しておきます。

今の話を聞いていると26年以前にも、少なくとも年度の中で滞納を行っている。菌床センター施行規則第7条は無視されていると、そういう状況はあったんだということを端無くも仰っているわけですね。

それで次に法人Aをお聞きします。法人ですから会社ですと本店と言いますね。他の形態の法人ですと事務所と言います。個人で言うところ住所ですね、これは何処なんですか。それから、この菌床作業を行っている工場ないし事業所、これは何処にあるんですか。

- 委員長（大野委員） 産業振興課長。

- 産業振興課長（湊谷課長） 法人の方でございますけれども、この法人は平成25年10月30日に厚岸町内に本社を置く合同会社ということで設立されております。

また、生産工場でございますけれども、これにつきましては弟子屈町内にございます。

- 委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

- 室崎委員 事実の確認ですが、この法人Aは26年度は平成26年5月17日を第1回目の皮切りとして平成27年2月5日迄、計24回1,837万9,920円分のきのこの菌床を持っていっているけれども、一銭も払っていない。

また、27年度は出納閉鎖までの間なんでしょうね、平成27年4月11日から平成27年5月16日迄、この僅かな時間の間に計5回372万8,800円分の菌床を受け取っているけれども払っていない。この1カ年と次の年の僅かな時間、2カ年分を合わせると29回2,210万8,720円、これが未払いとなっている。支払いのその経緯についての説明をお聞きしますと、支払いの催促はしていたが、これ口頭でしょうね、品物は言う通り渡していた。

また、これが町として問題にして色々と担当者は交渉しているということもお聞きしました。その中で、厚岸町の顧問弁護士の助言も頂いて、この法人の役員に遅まきながら連帯保証人になって貰いたいということも言いましたけれども、それには応じない。これが9月4日の時の説明でありました。そして27年の7月31日、それと8月31日それぞれに30万円ずつ計60万円は納入しましたと。これがお聞きした事実関係とこちらは整理しているんですが、間違いありませんか。

- 委員長（大野委員） 産業振興課長。

- 産業振興課長（湊谷課長） ご質問者が言われたことにつきましては、間違いございません。

- 委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員　こういう話が、現在町民の間に水が染み込むように流れております。そこから非常に厳しい言葉がボンボンと出てくる。私がこれは実際に受けた報告ですが、これは犯罪ではないのか、いわゆる取り込み詐欺ではないのか。取り込み詐欺というのは、いかにも取り引きをして正当にお金を払うように装って、品物を持って行ってしまつてドロンを決めるのを言うわけですね。

それから、その取り込み詐欺を行おうとすれば、業者だけではできないわけです。これ、担当職員も知っていてグルだったんじゃないのか、こういうことまで言う人がいる。私は言下に否定しました。そんな人間は厚岸町の職員にはいないよと言いましたが、それ以上の事実を挙げてこれを否定するものを持っておりませんので、そこで話は終わりました。

また、その町外の工場は本当に稼働していたのか。きのこの菌床は厚岸町がこういう物を作って産業支援で行っていますから、他で買うよりは安く提供できるわけです。従って、受け取った菌床を横流ししていたんじゃないのか、こういうことを言う人もいる。大変、私はこういう話が出てくる自体、遺憾です。確かに準形式的に言いますと、そういうものが成り立つ話なんですよね。もし、そうでもないとしても、この人返せないだろうな、支払いできないだろうなと分かっている、1年に及んでどんどん物を運んだとすれば、返せないということの認識認容があつて行っていれば、今度は担当者の方に横領や背任の疑いが出てくる。これは非常に問題があります。

それで、やはり担当者や或いは相手方の名誉のためにも、町としてはその様なものではないんだと、何となればということを町民にきちんと説明する必要があると思う。そういう訳で、こういう疑念に対してきちんとした理由を挙げての反論をしていただきたい。

●委員長（大野委員）　産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長）　9月4日に開かれた議員協議会の中でも説明をさせていただきましたけれども、この法人につきましては先程も言ったように、25年10月30日に椎茸の生産等を目的として設立した会社でございます。それで資料にもあります通り、5月17日から出荷を開始したところでございますけれども、その前段、5月1日でございますけれども担当の方からですね、きのこ菌床を製造販売するに当たっての留意事項も説明させていただいております。その中で相手方からは、実は初めての生産になると。規模は大きいとしても、菌床を受領してから2ヶ月を過ぎないと発生はしないと。そういう事もあってですね、菌床代金の支払いについては秋口頃から行わせて欲しいと。しかし、3月の末までには滞納がないような形で進めるからという話で、止むなく了解をして出荷を開始したところでございます。

実際、この会社は臨時職員等も雇用をしながら生産を開始してございます。また、生産するに当たっては、実際に既に生産されている方の所に研修に行つてですね、色々勉強しながら自分の業務を開始したところでございますけれども、ご質問者もご承知かと思いますが、一般的に茸の菌床栽培はビニールハウスで行っております。今、問題になっている法人は建物の中でやる施設でございます。そういったことで、事前に研修等を

行ってきてもですね、机上では生産ベースに乗るという計算もして、色々な玉の購入計画も組んで、町に事前にその計画書を出していただいて、生産予定も町で取ってまいりました。

しかし、初めてであること、それと先行して行っている方々との生産条件が全く違うこと、更には上尾幌で生産した菌床を弟子屈まで持って行くということで、長時間振動を与えること、それと冬期間になるとですね、どうしてもトラックで運ぶものですから温度差がかなり出るということで、生産開始に想定された部分とかなり実際の生産状況は違ってきた様でございます。

それで、菌床代金の支払いについても秋口からということでございましたけれども、その事業者はこの事業を開始するにあたって当然金融機関から融資を受けてございまして、その支払いも始まっていたということもありますし、どうも経営が思惑通り進まない。それと、ご質問委員もご承知の通り、菌床は生産を開始してから出荷するまでには、培養等も含めると2ヶ月程度かかります。そういったことで、町もその計画に基づいて生産をしていて、その計画通りに出荷をしてきたということで、本来机上でいくと、その間にきのこの一つの玉から4回或いは5回の発生というものをやらなければですね、これは生産ラインに合わないです。経営上合わないことになってしまいますが、そういった不備な点が多々あったことで、2回或いは3回も採らない菌床も廃棄せざるを得ないという状況が、生産当初からあったようでございます。

ただ、町としましては、そうは言えども支払いはしていただかなければならないということで、再三相手方には要請をしてきておりましたが、そういう状況でございましたので、相手方は更に金融機関に追加の融資をお願いをしているという話をお聞きしておりました。そして、金融機関との話し合いの中では担当者の感触もかなり良いので、此方からお願いしている融資については大丈夫だという話を町の担当者も聞いてですね、その融資実行をできるだけ早くしてくれというお願いをさせていただいております。

ですから、今言われたように、ご質問があったように架空の、実際には生産をしていなかったということは一切ございません。実際に臨時職員を雇用しながら生産をして、当初の予定に見合わない量ではございましたけれども、出荷をしているのも確認をさせていただいております。そういった中で、この法人の方は当初の目的と経営が狂ってしまったという実情も話しながら、金融機関に追加融資をお願いしてきたということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 先ずは、詐欺だとか何だとかではないんだということについて説明をいただいたので、先ずは安心いたしました。そんな悪質なものではないということですね。

今の話を聞いていて、町外の工場で実際に作ったんだけど思惑通りにいかなかった。資金繰りも思惑通りいかなかったという話でしたが、実際に作っており、実際に売っている部分の確認はどのようにして行ったんですか。

●委員長（大野委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） 先ず、生産の確認でございますけれども、担当者が実際に工場に幾度か出向いております。ですから、その中で生産を確認させていただいております。私も今年度になってから何度も足を運んでおりますし、生産は行われております。

また、出荷をされている部分の確認でございますけれども、これにつきましては販売方法が幾つかあります。きのこ生産組合のいろんな指導も受けながら、この法人の方は事業を開始したわけございまして、出荷の際にその組合を通して出荷すると。そして組合から生産代金が入るという仕組みのもの。それと、厚岸町もきのこ菌床センターを建設する際に色々お世話になっていて、種菌等の提供を受けている森産業、こちらがフォーレという会社での販売を持っておりますが、そちらの方にも出荷をしている、これも確認をさせていただいております。それと直接市場に、釧路の青果市場に出しているということでございますが、これまでどれだけの量が出ていたのかというまでは把握してございませんけれども、聞取りと現地確認の中で確認をさせていただいております。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 数量に関しての最終的な現地確認までは行っていないけれども、少なくとも生産をして出荷をしていたことの事実については、この目で見ていますよと、そういうことなんですね。

それで資金繰り云々、今、金融機関がもう少しでちゃんと出してくれるから払えるんだ。或いは、これが上手くいけばこれだけ入るから、それで払えるんだ。その部分は相手方の話を今伝えてくれたということですか。それとも独自に調査を行って、それが事実であるかないかという話の話をきちんとして、取っていますか。

●委員長（大野委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） この菌床代金、支払いを受けずに出荷している際、相手方から金融機関にお願いをしているという話をお聞きしてございまして、相手方がどこの銀行と話しをしているかまでは聞いてございますけれども、その金融機関と裏を取るような確認作業はしてございませんでした。

その以後でございますけれども、こういう滞納額が発生したということで、政府系の部分もあると、借入申込みもしているということでございまして、政府系と民間の融資の協調をお願いしているということでございましたので、実は商工会に相談をさせていただいて、そういう動きがあるのかだけは、内容は詳しく教えてくれませんでしたけれども、こういった滞納額が生じて確認はさせていただいております。ですからその際に、以前から民間の金融機関と政府系の金融機関のやり取りがあった事実はですね、後でございまして確認はさせていただいておりますが、相手方が金融機関にお願いをしながら、融資の実行がおそらくできるだろうからということで出荷を続けていた際はですね、確認はできていなかったということでございます。

●委員長（大野委員） 6 番、室崎委員。

●室崎委員 今、滞納という言葉が出てきたんですけれどもね、滞納というのは何時の時点のどの部分を言うんですか。このセンター施行規則によると、前金で頂かなければならないんですよ。物を渡したときにお金が入ってなければ、それは滞納なんだけど、今のあなたの話を聞いていると、何か出納閉鎖で数字が出てきて初めて滞納になるようなふうにも聞こえるんですが、ちょっとその辺り曖昧なので、もう一度きちんと言ってください。

●委員長（大野委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） 申し訳ございません。私が滞納という表現をしてしまったことをごさいますけれども、5 月末までに、出納整理期間までに菌床代金が支払われないということが現実になってしまってますね、平成26年度分で未済の額が発生した以降、商工会にも、商工会は弟子屈の商工会ですけれども、そちらの方から情報を頂いたということをごさいます。

●委員長（大野委員） 6 番、室崎委員。

●室崎委員 出納閉鎖で表に出るから隠せなくなったと、そういうことですね。それで、非常に今の話の中で大事なポイントが幾つか出てきていると思うんですがね。色々聞いていると、いやいや上手くいくかと思ったんだけど、何せ初めてのことから上手くいかなくて売物も上手く作れなかったとか、或いは、あの人達はビニールハウスでやっているから上手くいくけど、私は大きな建物でやるから上手くいかないだとか、今頃何を言っているんだというような話を延々となさっている。そんなことは最初から分かり切っていること。自動車で運んだら振動があるから球の品質が落ちるんじゃないとか、何処でやるかっていうことだって知らないで渡している訳じゃないでしょう。

それに非常に大口の、当初から、少なくとも経験のない人がやるにしては、びっくりするような量をですねポンポン渡している。最初にそれだけやってみて、1 年間実験してみて、上手くいくノウハウを掴んだから次からやる。その最初の一つだけは、まあ何とか大目に見ましようと言って、それが未済額として上がっているんですというならば、それについては未だ考えることもできますよ。町民に対してだって言訳も可能でしょう、でも今のは違う。何か聞くところによると、最大の間口でもって最初からやっているという話を聞いている、どうなっているんですか。その事を担当者は理解できないのかということになる。

相手方の取り込み詐欺の疑いは、私は今の説明でそうじゃないだろうなと思うけれども、今度は逆に、これはまず払えないだろうなと思って渡していたんじゃないのかという、いわば疑いが付いて回りますよ。また、今の話から、いやいやこれはどんどん上手くいって、なるんだということを信用してたとしたら、その現場の担当者はきのこにつ

いて何を知ってるんだと言われるでしょう、如何ですか。それから、ここで何せきのことという物は、質問者も知っているだろうけれどと言われました、私は知りませんでしたかね。菌床を受け取ってから2ヶ月なり3ヶ月にならないと、市場に出すだけの製品は作れないと、その間はねると。今日受け取って明日売って金にするものではないということを、今お聞きいたしました。でも、それは皆でしょう、この人だけじゃないですね。

それで、そういうものだから施行規則に何と書いていようと、半年程してからでお金は良いですよ、という事のできる権限は誰にあるんですか。権限のある人が判断したんでしょう。それは、きのこセンターの所長に特別そういう権限が付与されていたんですか。であれば、そういう根拠をお知らせいただきたいし、いやいや所長ではなくて、その上の方の人の承認の判があればできるんですというのであれば、誰のどのような権限に基づいて、そういう事が行われるのか。少なくとも私共が、条例・施行規則・要綱として配付を受けている物の中からは読み取れないんですよ、教えていただきたい。

●委員長（大野委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） ご質問者が言われた通り、この法人の施設は大層大きい施設でございまして、議員協議会の時にも配付した資料にもありますし、この度の資料のでもあります通りですね、月に3回位ずつ菌床を入れております。

この法人から最初にきのこ生産を行いたいという話が町にあったのは、25年の9月頃となつてございます。その際にはですね、担当課長・担当者を交えて、その事業を行うという者と面談をしながら、色々な指導もさせていただいております。その際には、ご質問者が言われたように、いきなり初めての者がそれだけ多くの玉を扱うということ自体がですね、やはりリスクが多過ぎるということで、規模を小さくして、そして実際にやってみて、その状況を見ながら段階的にマックスに持っていくということを助言したようでございます。

しかし、この法人からは経営上、色々な資金繰りの関係もあったかもしれませんが、最初からマックスでいきいたいんだという話があつてですね、そういうものには菌床を出せないともなりませんので、その部分を十分注意しながら生産に入つていただいたということでございます。ですから初めから町もですね、こういう初めてやる方がこれだけの規模でやることを、大丈夫だと踏んでいた訳ではございませんので、段階的に小規模に行つてから、どうだろうかという助言もさせていただいた経緯もございます。

また、玉の前納、前払い、お金を払っていただいて引き渡すというのが規則、或いは契約書になってございます。その中に但し書きであるとか、町長の特認とか、そういったものはございません。ですから、規則・契約に則ればですね、そういった後払いは一切認められない事になってございます。

しからば、誰の権限で行つたのか、これは先程もお話しをさせていただきましたが、そういった9月頃からの相談に当たって、法人からどうしても秋口にならなければ収入が一切ないと、金融機関からの借りで設備を購入したり、運転資金を賄ったりしてきたけれども、生産を開始した以降でなければ支払う目処が立たないということで、担当課長・担当者含めて止むなく、9月以降の支払いを認めたということでございます。

その以後もですね、そういった状況を繰り返してきたということで、実は、この決算委員会で配付させていただいた資料を見れば、他の生産者にも同じような対応をこれまで取っていたということで、誰の権限で行ってきたんだと言われると、私共は規則・契約に違反して行ってきてしまったということで、申し訳ないと言えない状況でございます。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 そうすると、今の話から担当者というのはセンターの所長でしょうね。それから課長という言葉が出てきましたが、この辺りまではこの判断に入っているということですね。

このような枉げたもののやり方を、この場合まげるといふのは^{おうほう}枉法の枉という字を書きますがね、これは副町長や町長の決裁を取ってやっているんですか、それとも事務屋さんだけでそのように行って、上の方では知らなかったということなんですか。

●委員長（大野委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） これまでの菌床の購入申込を受けて行っている契約等につきましてもですね、副町長や町長の決裁を受けずに行っていたところでございます。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 分かりました。非常に綺麗な言い方で言えば、何とか助けてやろうとして規則も何も無視して、やれるようにしてやろうと皆で考えたんですということなんですよ。ただそれで通るかどうかは別ですよ。

それで、実はこれは特殊な事例ではないんですね。今、答弁でも出ましたけども。私、資料要求をしてありまして資料を頂いております。菌床出荷及び入金状況に関する資料というものです。24年度、25年度、そして26年と3年分、詳細に出していただきました。これを見ますとですね、24年度の出荷は、申込の段階で一つに纏まっているのを1件と勘定しましてね、66件あるんです。その就業者は14名なんですね、A B C Dで書かれています。この66件中ですね、一部でも事前に入金があったのは僅か2件です。2件だけが遅れたんじゃないですよ、2件だけが一部前もって入金しているんです。一つは96万8千何某の内の50万3千何某、一つは96万8千何某の内の13万5千何某という一部です。それから平成25年になりますと、58件14名の内、事前入件は4件です。それから26年になりますと、出荷78件13名の内、事前入件は僅か2件です。これじゃあね、みんな商売というのは面白いだけ儲かって儲かってということは、まず普通はありませんよ、みんな資金繰りが大変です。そういう中で、前もって、物の引渡しを受ける前に規則通り払うのは、これは馬鹿馬鹿しいですよ。みんな売れてからとか、酷いのは1年近く経ってから払っている。それがもう、これでは少なくとも24・25・26を見ると当たり前にな

そうすると、一体、条例・規則というものは何だったのですかね。そして、契約書というのは何のために契約しているんですか、ということになりませんか。この辺りは、もう何か知らんけど現状ではもうこの規則というのが、現実には意味のないものなんだというように、もう共通認識を持ってものに当たっていたということなんではないでしょうか。この辺りは、どの様にお考えですか。

●委員長（大野委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） ご質問者が言われる様に、大変、きのこ生産者の経営は厳しい状況にあります。そういった要因というのも、先般の議員協議会の中でも色々お話しをさせていただきましたが、規則や契約書の中において前払原則、これは個人生産者、法人もありますけれども、そういった生産者の未払いを引き起こすのをできるだけ押さえる、そういったリスク回避も考慮しながらですね、こういった事前にお金を頂いてという規則・契約書になっていたと思います。ただ、実体として、これは誤らなければいけない事でございますけれども、そういう支払いを確認せずに出していたというのを、ずっと続けてきていたと。

この度、決算委員会の中で大きな問題となっていると。当然、こういった大きな未納額が、未済額が出ましたので、再度私共も状況の確認をさせていただきますと、この資料を見ても分かるかと思いますが、本来は3月31日迄に納めていただくのが大原則でございます。しかし、色々な事情での整理が必要ということで出納整理期間がございます。ただ、結果としてですね、5月末迄に今まで入っていたことで、こういう所で明らかにならずにはですね、続けてきたという実体を捉えて、また、多くの生産者がこの末に多額の菌床代を払い込んでいるというのも、この資料を見ればお分かりになるかと思います。中には金融機関等からの借入れを行いながら、支払っていた実体があったと思われます。

この度、このようなことになりましたので、町といたしましては6月8日でございますけれども、生産者の方に集まっていただいて、生産者も承知のことで契約書を交わしておりますので、規則・契約書という中身を今一度確認をさせていただいて、生産者の方にも、生産者が契約通りに払わなかったのが悪いこともありますけれども、その支払いを確認せずに出し続けてきた町の責任もあるということも、その説明会の中で説明をさせていただいて、7月出荷分からは規則或いは契約書通りに、きのこ菌床代金の支払いを受けた後でなければ引渡しはできませんということを説明させていただいて、生産者の皆さんからも理解を得て、7月以降はそのような形で行ってます。ただ、7月までの間に菌床の出荷もございます、その金額につきましては、生産者個々と分納支払いの誓約書を取っていただいて、3月31日までに6月末までに出荷した分については払う、7月以降は前金をしていただいた中で、菌床を渡しているということを行っているところでございます。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 この場は決算委員会でございます、監査委員もお二方、ご両人ご臨席して

くださっておりますので、この際、監査委員にもお聞かせいただきたい。

先ず、本論に入る前に、現在の監査委員の機能・権限というのは会計監査に限定されますか。

●委員長（大野委員） 代表監査委員。

●代表監査委員（黒田監査委員） 基本は会計監査、財務監査が主体でございますが、それ以外に行政監査的なものも制度改正によって対象となっております。

●委員長（大野委員） 6 番、室崎委員。

●室崎委員 今回、26年度の厚岸町各会計決算審査意見書の10ページを見ますと、17款財産収入がございまして、そこで「収入未済額においてこれまで未納のなかった生産物売払収入・菌床売払代金では何々が生じており云々と。この様にして収入未済額に影響が出るので早くルールを遵守して確実に歳入確保せよ」ということを記載していますね。これを読むと、未収の出た分をいわば出納閉鎖までにゼロにしないと、そういうことをちゃんとしておきなさいというようにも読めるんですが、そういう意味なんですか。それとも、この規則に従って前納で受けなければならないということを、この文章の中で意味してるんですか。ちょっとそのように私には、読めないんですがね。先ず、それが一つ。

それから、今ずっと事実関係を聞いてきますとね、少なくとも24・5・6年度に当たっては、施行規則ですか、第7条が無視された状況が常態化しているんですね。こういうものについては監査委員としてチェックをしていないのか、していたとすれば決算意見書には書いていないけれども、この段階で或いは此处ではこのように指摘してあったと、・・・なんだというような事になるのではないかと思いますので、その点についても説明をしていただきたい。

●委員長（大野委員） 代表監査委員。

●代表監査委員（黒田監査委員） この文面から前納にしなければならないという規則の認識が、申し訳ないんですが、はっきりと熟知していなかった部分でございますので、この文面については、前納なのに敢えてそういう含みを持たせるという文面ではございませんので、ご理解を賜りたいと思います。

それから、平成24年・25年・26年度、因みに25年も確かに定期監査なるもので監査をさせていただきましたが、それは平成25年度の書類関係を見させていただきましたが、そういう感覚が欠如していたために、その現実の取引と規則のギャップ、その辺りの認識は監査委員として重々認識していなかったということで、申し訳ございませんが、そういう中で監査をやっておりましたので陳謝をさせていただきたく存じます。

●委員長（大野委員） 6 番、室崎委員。

●室崎委員 私は監査委員に期するところが非常に大きいですよ。監査委員とは頼みの綱

なんです。という訳で、敢えて厳しく申し上げるが、今回の問題を踏まえて厚岸町における監査委員制度の存立意義に関して、監査委員はどのような見解をお持ちですか。

●委員長（大野委員） 代表監査委員。

●代表監査委員（黒田監査委員） 言え言訳になるかもしれませんが、この監査の平成26年度において、もっと事前に覚知するなり、こういう問題に監査として踏み込めないものなのかというご示唆かと思えますけれども、誠に申し訳ないんですが、現年度で進行中の、例えば売買契約の伺い文書・決済・合議、これは執行権の中で、例えば入金していないんだけど更に契約しても良いのかどうかという、そういう行政としての意思決定、そういう決済・合議、そういう部分の文書なり、或いはそういう情報というのは、正直なところ現非常勤の監査の体制の中では回ってきておりませんので、そういう意味では様々な、1年間を通して行政としては色んな歳入に係る契約もあれば、歳出において請負であるとか、委任であるとか、雇用であるとか、色んな契約があります。それらの契約に関する情報というのは、申し訳ないんですが、監査としては入ってこない。

月に一度の例月出納検査で、前の月の収入支出の部分での現金・預金の報告は受けまされども、それ以外の現年度に係る契約状況がどうなっているのかということは、誠に申し訳ないんですが、そういう情報が入ってこない以上は、事前に覚知のしようがないのが現状でございまして、本当に言訳がましく申し訳ございませんし、多分に私共の能力的な部分もあるかもわかりませんが、如何せん当該年度の契約に関してどうなっているかという、そういう情報が入ってくる部分がない以上は、事前に覚知し、あししたら良いよ、こうしたら良いよというのを町長や副町長に進言する余地が、はっきり言って期待可能性が、ちょっと現状では考えられない。言訳がましくて申し訳ないんですが、甚だ本当に監査委員として申し訳なく思いますが、事前覚知、そういう状況というのは、現体制では不可能と言わざるを得ないということを、何卒ご理解を賜りたく存じます。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 分かりました、期待可能性がないと。

それで今回分かりましたよね、それで監査委員の見解をお聞きします。

●委員長（大野委員） 代表監査委員。

●代表監査委員（黒田監査委員） 見解と言うと、現実の今迄の取引と規則とのギャップ、契約書のギャップ、それをどうするのかということかと思えますけれども、それは先程湊谷課長さんが仰られました通り、7月から規則通り、契約書通りの取引をする、そのギャップを解消するという、既に取引出来ているようでございますので、それをして監査委員としては申し訳ないんですが、そういう方向できちんとこれからも進んで

いくように、しっかりと行政監視をしてまいりたい、斯様に存じておりますので、ご理解を賜りたく存じます。

●委員長（大野委員） 6 番、室崎委員。

●室崎委員 そのくらいにしておきます。

後はそんなに時間、大分取ってしまったので、この辺りで止めようと思いますが、きのこセンター設置の意義目的という部分なんです、この条例の第 1 条で「この条例は、良質なきのこ菌床を供給することにより、きのこ産業の育成と農家経営の安定化を図るため、厚岸町きのこ菌床センター云々と規定されています。目的は厚岸に、きのこ産業を育成するため造るんだよという話なんですね。菌床の売店を造るんじゃないんですよ。だから造ったから、これだけ売れて収支トントンになりました、はい結構ですという施設ではないはずなんです。これを造る時には議会でも、もう当時の議員さんはほとんど居ませんけど、随分と揉めました。全く新しい方式の産業支援を当時町は考えた訳ですから。道はそれに非常に関心してくれまして、応援してくれたという話も聞いてますがね。

どうもその時の趣旨というものが今、この菌床センターの事業に生きているんだろうかという気がするんです。単に菌床の売店でない、菌床センターを動かしていくということは、どうやったらこの町にきのこ産業というものを根付かせ、発展させていくかという、諸々の施策の一環として行われなければならないものだ、というふうに考えているんですよ。しかし、どうもそれが見えてこない。だから担当者は現実にきのこ産業従事者の窮状を見かねて、規則を枉げてでも支払いを待ってあげることで、何とか助けようという方向に流れてしまうんじゃないですか。きのこ産業育成のために厚岸町はどのような施策を展開して、どのような成果をあげているんでしょうか、この際聞きしたい。

●委員長（大野委員） 町長。

●町長（若狭町長） 厚岸町としての施策の方向についてのご質問がございました。

先ず以て、今回多額の未払いが生じているということにつきましては、重大な問題として反省をしなければならない。特にきのこ菌床センターは、上尾幌地区の炭鉱閉山に伴う地域振興をどうするかという中で生まれたセンターであります。すなわち、上尾幌地区をきのこの里として振興・発展をさせようということで行われた施策でございます。

もう既に16年経ったわけございまして、やめる人もいましたけれども、しかしながら、その目的達成のために厳しい経営状況にありながらも、頑張っている生産者がいるわけであります。当然、今後とも安全・安心なきのこ生産ができる地域として、厚岸町としても支援・協力していかなければならない。特に現在、厚岸産椎茸として市場においては高い評価を頂いております。また、若者達がそれぞれ熱心に取り組んでいる姿も見ているわけであります。そういう意味におきまして、今後とも施策の中で厚岸町の上尾幌地区の目的である振興に、これからも全力を尽くしていかなければならない、そう

いう気持ちでございます。

●委員長（大野委員） 6 番、室崎委員。

●室崎委員 町長から今後の方針についての方向が、概括的ではありますがありますがお聞かせいただきました。それで少し具体的にお聞きします。

現在、きのこ農家というのかな、きのこ事業者、それに対してどういう支援を行っていますか。菌床を市価よりは安く提供できる、良質の菌床を市価よりは提供できるという形で、菌床センターが稼働してできるというのは分かっています。それ以外のところで、どうなのでしょう。

まず、技術的にもどんどんと新しい菌が出てきたり、状況は変わってきていますよね。気候だって随分変わってきています。そういう中で、色々な新しい技法が出てくるんじゃないかと思うんですが、そういうようなものを提供し、指導していくということも菌床センターの大きな役割だと思うんですが、それはどういうことをやっていますか。

●委員長（大野委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） ご質問者が言われた通りですね、きのこ菌床センターが発足した時は一つの菌でございました、一種類の菌でございました。それから町長の答弁にもありました通り、16年経過する中で、うちの方に菌を提供している森産業でいろいろな新種の菌を研究しながら、より良質で、より効率的な菌も開発しながら、都度、条例・規則等の改正を行いながら、その菌床の販売を行ってきております。

それにあたって、実は森産業が事務局をしているテンパク会、きのこ菌床を生産している方々の団体組織があります、テンパク会という組織があります。厚岸町の生産者もほとんどがテンパク会に入っておりますけれども、そのテンパク会と厚岸町がタイアップする形で年に1回、多いときは2回という形で、今年も先日開催をさせていただきましたが、研修会を上尾幌で開かせていただいております。生産者の方にお集まりいただいて、きのこ市場の傾向であるとか、消費者から求められる茸類がどの様になっているのか、或いは嗜好がどのように変わってきているのか、菌床生産において色々な虫とか、今年の場合はあるんですが、そういった課題が今、どういう問題が出てきているのかという説明を受けて、その対処策、どうしたら良いのかという説明をもらったり、今、一つ提案がきているのが、きのこ椎茸の生産単価というのは、もう上がっていない、もう天井で上がりもしない下がりもしないという状況でございますが、今、キクラゲを菌床から出すということも、新たな種菌を開発して、それによって経営状況を改善するという取り組みも、全国の中では出てきているという情報提供もございます。研修会は年に1回でございますけれども開催をしております。

ただ、ご質問者が言われているのは、それも当然あるでしょうし、その他にも、例えば生産者のハウスを或る一定期間毎に見に行くとか、状況を確認するとか、或いは経営状況に心配があるとすれば、その相談に乗るとか、そういった事も含めて町の対応が必要でないのか、と言っているのではないかと思いますけれども、そこまでは実際に私共

は、今のところ取組んでいないところでございました。

●委員長（大野委員） 6 番、室崎委員。

●室崎委員 当初、このセンターを造った時には、そういう事を含めてここで育てて行こうという話が出ていたんですよ。いつの間にか全部涸れてしまった。ただ、ぽつんとセンターだけがあって、そこで作った物を売っている。100作って100売れました、めでたしめでたし、それになってしまっているんじゃないですか。森産業というと種屋さんですね。そこが年に1回講習会をやってくれるから、それを以て、きのこ農家に対する技術支援だと言ってるんですか。

新規就業者は増えましたか。どういう形で勧誘をやっていますか。前にも私、一度聞いたことがある。ホームページに載せております、それしか出てこなかった。この北の大地の外れの厚岸で、きのこについて多少の支援をしておりますということをホームページに載せて、それを見つけてここに来る人は、まあ余りいないでしょうね。それならもっと良い所を先に自分で探してしまうでしょう。積極性というものが全然感じられない。今回のこういう事件が表に出たということは、町長はさっき総論としては非常に良いことは言っているんだけど、それが具体的にどう行われているのかというと、話は竜頭蛇尾になってしまって、実効性のあるものが何にも行われていない中で、きのこに就業している人達は大変苦勞している。それを見るに見かねてということに、まあ理屈は付く、悪循環ですよ。

例えばね、資金的に新規就業者が難しいというのであれば、町としてきのこの代金とは別に、そういうものを支援する制度を作っていくということも研究したらどうですか。いわゆる何とか貸付資金みたいなものって、色々制度があるでしょう。その時には当然保証人を取るとか、担保を取るとか、色々な話も出てくるでしょうけれども、今は私はそこまで詳しくないから言えないですけどね。いろんなやり方があると思うんですよ。そして厚岸でならきのこ菌床に参加すると、将来に向けての展望が開けるといってものを作っていく、少なくともそのためにここ数年かけて研究する、そういうものはないんですか。それから、この決算書の歳出になってくるんでしょうけれども、そういう事をやるための予算は付けたことがあるんですか。これについて、お答えいただきたい。

●委員長（大野委員） 町長。

●町長（若狭町長） 私から答弁をさせていただきたいと思います。今日までのきのこに対する支援策として、ご承知の通り団地、更にはまた住宅と、建設をさせていただいているところであります。しかし残念なことに、新規就農を含めて思う通りにいかないという現実でございます。然らばどうしたら良いのか、そういう事は今回を契機といたしまして、今色々と考えているところでありますが、融資にいたしましてもですね、しっかりとした組合組織がなければならぬ訳であります。現在、ないのであります。

何時でしたか、今ここで何年度と言えない訳であります、私が現地に入りまして、

きのこ生産者と色々と今後の対策等の打合せをしたことがあります。と言いますのは、生産者同士で運営等も含めて相対立する空気もあった訳であります。私といたしましては、この際、町として支援する、仮に一方の団体はどこどこに研修に行きたい、町で補助をしてくれと言われましても、やはり全体で見ないといけないんです。片方に出して片方に出さない等々もあったものですから、この際一本化してくれと、正式な組合を作ってくれと、それによって町も補助しますと、また協力もしますといった過去があります。

ですから、今改めてですね、ご指摘されました通り、やはり融資のできる基盤・体制というものをですね、また、町が支援・協力する体制を先ず作ってもらわないといけない。そのように考えますので、生産者とも良く話し合って、今の対応について検討していただきたい、その様に考えますのでご理解をいただきたいと思います。

●委員長（大野委員） 4番、石澤委員。

●石澤委員 今、ずっと話を聞いていたんですけれども、この条例に書いていないのに後払いをしてきた理由は、何となくは生産者を助けるためなのかなという感じがしますが、後払いを認めてしまった理由、明確に伝えてください。

●委員長（大野委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） これまでの6番委員とのやり取りの中でも、そういった部分に触れてきたところでございますけれども、生産開始から、菌床を受け取ってから2ヶ月以上経たないとですね、発生しない、収入が出てこないという状況の中で、ずっと前年からの累積の負債を抱えて、厳しい環境にあるというのを担当レベルサイドで理解をして、規則あるいは契約書に基づかない中でそういう対応を、これまで繰り返し行ってしまったということでございます。

●委員長（大野委員） 4番、石澤委員。

●石澤委員 7月からは前金で行うということですが、これは何時から行っているんですか。16年前から始まって、16年前にこの種苗センターが出来ていますが、種苗センターが出来た時点から後払いにしたんですか。何時から後払いを行っているんですか、当初からなんですか。

●委員長（大野委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） この施設は平成8年に出来ております。平成8年12月1日から、この条例は施行してございます。幾度となく規則も改正は行われておりますが、当初からきのこ菌床代につきましては、支払いを受けていただいた後に引き渡すということになってございます。

ただ、新規で着業、平成8年当時ですね、着業する場合は借入金を起こした時に、この玉代までも融資を受けているみたいですので、当初は前金払いで行われてきただろうと思われます、ちょっと確認は取れておりません。ただ、皆さんが新規かというのと、今迄はだ木でやられて菌床に変えた方もおりますので、その資金を使ってない方もおりまして、何時の時点から後払いになったかというのは、今確認は取れておりませんが、この3、4年の間でこういう形になったのではなく、相当以前から、この様な状態の中で進められてきたものだと思っています。

●委員長（大野委員） 4番、石澤委員。

●石澤委員 ということは、この条例自体に無理があったということですよ。それであれば、現場から、現場の生産者が困っているので条例を変えてほしいという声は、議会とか委員会とかにはなかったんですか。

●委員長（大野委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） 玉を購入して生産するわけですから、支払うというのは当然でございますし、私が言うのもおかしいことかもしれませんが、他の商売でも資材を購入するときに前金で払う場合もあります。

今回、7月から規則あるいは契約通りに前納でなければ、玉を引渡し出来ませんというお願いをさせていただきました。これはですね、生産者の方々に説明した時も、大変苦しいものです。と言うのは、ずっと累積して、過去、年度末まで何とかやり繰りをして払っている。人によっては融資を受けて払ってきている実体もあるということで、そういう悪循環を繰り返してきた。7月の時点から前金払いとなると、今度はその負担がですね、今年は過渡期になります。今年は生産者の方も大変厳しい状況になるものだと町も考えておりますけれども、やはり規則・契約書通りに行っていただかなければならないということを、生産者の方に説明をさせていただいて、生産者の方も理解をさせていただきました。

そうすると、この前金払いという原則が行われると、今度は生産者の方も経営上見通しが立つという、決して経営が悪い方向に行くとは考えられません。

ただ心配なのは、今年こういったことで、今までの負債を抱えながら前金払いになるということで、過渡期の今年度は極めて生産者の方も経営的に厳しくなることは想定されますけれども、先程の6番委員とのやり取りの中でも言いましたけれども、どうしても個人的な生産ですからリスク、後払いにしてしまうとリスクが大きくなります。ですから、これにつきましてはですね、やはり規則や契約書通り前金払いで引渡すこと、これを徹底すべきだと町も認識しているところでございます。

●委員長（大野委員） 4番、石澤委員。

●石澤委員 それは分かりますよ、前払いというのは。ただ、聞いていると1回に入れる

菌床は9千から1万と言ってましたね、大体120万から300万位の菌床が、1回に一つのハウスの中でやるためには、300万位の物を仕入れて生産するんだと。生産するためには2ヶ月間から、Rワンと言いましたっけ、そういうので3ヶ月から4ヶ月で出来るやつで作るんだと。上手く出来る人で4回から5回。でも、全くの素人がやると出来ない場合も多いという、そういう意味では大変であり、そのお金をどこから出すかといったら、今は大変な思いをしてると思います。

さっきの話で、新規就農者に対する支援というのは、ハウスを建てる時に最低でも2棟は必要となる。そうすると200万円が2棟で500万円位の融資が、企業債か何かで借りるという格好でしょうけれども、新規で入った人の2ヶ月間の間は生活費がどこにも出ないんですよね。そういう生活の保障も含めての後払いをしたのかなというのかもしれませんが、ここできちんと決めていて、それだけ大変だったとしたら、何故その窮状を委員会なりでも、現場から声を出さなかったんですか。こんなに大変なんだよということを現場から声を出さなかった理由は何なんですか。ここまで大変になってしまっているのに、結局後払いさせてきたために起きたお金の額なんじゃないですか。

- 委員長（大野委員） 昼食時間ですので、答弁は午後からにしたいと思います。
再開は午後1時といたします。

午後0時00分休憩

午後1時00分再開

- 委員長（大野委員） 再開いたします。4番委員の答弁から始めます。
産業振興課長。

- 産業振興課長（湊谷課長） 4番委員の質問をはき違えていたら、指摘をしていただきたいと思いますけれども。ご質問は、きのこ生産者、こういった経営状況、厳しい。それと、きのこ生産という性格上、玉を購入してから生産に至るまで何ヶ月か掛かるという中で、こういう窮状にありながら今まで議会にそういった説明がなかったのではないかと、怠っていたのではないかという、ご質問かと受けたんですけれども。実際は、議会に説明する様なことはなかったわけですが、そういう窮状があるがために、後払いを認め続けてきたという状況があるわけですが。ですから、そういう窮状にあるのならば議会に報告なりをしてということになると、結果として、規則や契約で前納となっているものを、後払いにする様な見直しをしたらどうか、したほうが良かったのではないかとという様な質問かと受け取らせていただいたんですが。

実際、そういう規則、契約にもなっていないにもかかわらず、結果として後払いをしていたがために、この様な未払い額を生じさせてしまったということでございますので、やはり、前納が基本でなければならぬと思っておりますし、過去のこの議会の中で、以前に、きのこ菌床代金とカキ種苗の売払い代のことの議論があったと聞いております。その際に、カキ種苗については漁業協同組合を通じて出荷すると。ですから後々、未払

いが生じる様なことは考えられないということで、その部分は後払いでも良いかもしれないけれども、きのこ菌床代金については、個人生産者であることからすると、そのリスクを考えた時に、やはり前金でなければならないということを、この議会の中で確認をされた様でもございます。

そういったことを、この先、改めて徹底したいと思っておりますし、また、菌床代金の前払いということになると、ご質問者言われたとおり、あるいは4番委員が言われたとおり、かなり経営的に厳しい生産者もあります。そういった中では、きのこ生産者も中小企業者でございます。ですから、北海道の制度資金、あるいは新規に着業しようとした場合の政府系金融機関の新規創業者支援、そして町の中小企業融資や設備近代化資金、こういった貸付対象者ともなりえます。ですので、今後、先ほどの質問のやりとりでもありましたけれども、そういった融資制度、どういうものがきのこ生産者に使われる、資金用途として見込まれる、という制度の説明をまちづくり推進課と連携しながら、あるいは商工会、実際には商工会が窓口になるわけでございますから、厚岸町商工会の協力を得ながら、きのこ生産者に対する、そういう説明会の場を開催したいと考えております。

●委員長（大野委員） 4番、石澤委員。

●石澤委員 前払いでなければ大変だからということでしょうけれども、後払いが良しとした人が誰なんですかというのを聞いているんですよ。誰が後払いにしても良いと決めたんですかというのを聞いているんです。

●委員長（大野委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） それは、1回目の質問の際にご答弁させていただきましたけれども、これは担当者、実務レベルでございます。

●委員長（大野委員） 4番、石澤委員。

●石澤委員 その結果として、今回の未払いが起きたと。だからその前に、さっき言ったとおり、議会に対してこういう問題があるというのを、もっと早い時点で出ることがなかったのか。そうすれば、今みたいに前払いに戻して、そして今みたいに金融の色々なやり方があるとか、そういう支援が出来たんじゃないですか。それをしないで、今までずるずる引きずってここまできたから、結局、こういう様な未払いが起きたんじゃないですか。

もっと早い時点で生産者を、きのこ生産者を育てるという観点からであれば、どうして、こういう問題があるというのを、もっと現場の声としてきちっと捉えて出してなかったんですか。単純に後払いで菌床を渡すということを繰り返した結果が、この未払いになったんじゃないですか。その未払い分のお金の責任は、一体、誰が取るんですか。これ、入ってくる、必ず納入の見込みはあるんですか。これ、このまま不納欠損に持っ

ていくんですか。このお金、どういうふうに結果として、誰が責任を取って、責任を持って返済するんですか。

●委員長（大野委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） これは、議会のほうに説明をするとか、そういうことではなくて、そういう問題が生じて得たという判断の中で、そもそもの前払い金を徹底しなければならなかった。相談するとかではなくて。

ただ、先ほどもご答弁しましたけれども、その形に切り替えるときには、大体年度末に多額の資金を用意して、それには借り入れとかを起こしながら、支払っていく。そして、その支払いが、その後どんどん続きますから、その際に前金払いでとなると、かなりの負担がかかるということを、これまでの担当者は、^{ぜん}前だけではなくて前々とずっと続くと思いますけれども、そういう方々はそれを見越した中で、生産者のことを思って、こういう状況を繰り返してきてしまったんだということだと思うんです。

そこで、今回はそういう未済^{みずみ}というものが、こういう形ではっきり出たわけでございます。ここで仕切り直さなければならないということで、今年の7月から、あるべき姿に直したということでございます。そして、今、未済となっている2件の生産者がおります。それぞれ、資金繰り、あるいは残された菌床を活用しながら生産活動を行っております。町としても、この未済の額を、必ずや支払いをいただかなければ、最悪の場合、今、質問委員が言われた様な不納欠損ということにもなり兼ねません。そうならない様に、未納額を持つ生産者の方と色々相談をしていきたいというふうに思っております。

●委員長（大野委員） 4番、石澤委員。

●石澤委員 何とも、納得出来ないんですけれども。納入の見込みは、今のところないんですよね、あるんですか。生産者の、この方。この企業、法人のところで。帰ってくる見込み、あるんですか。たぶん、生産しているということを言っていますけれども。この話を聞いていると、まず、きのこを生産する現場自体も、うまく流れていない様に聞いたんですけれども。きちっとした流れもないのにお金を返すことが出来るんでしょうか。どうなんでしょうか。

●委員長（大野委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） お答えをさせていただきます。納入の見込みということでございますけれども、議員協議会の時にもお話しをさせていただいておりますが、法人のほうにつきましては、7月の末から分納誓約書を交わしまして、30万円ずつ支払うという約束を取り付けて、今、行っているところでございます。7・8・9月の末まで、約束どおり30万円ずつ入れてもらっております。

それと、もう一方の個人のほうでございまして、こちらのほうにつきましては、8月末から、今のところ8万円ずつということで、8・9と2ヶ月、約束どおり入れて

もらっております。それと個人のほうにつきましては、所有していたハウス、これは、説明の中でもしましたけれども、周辺で、辞めた方のハウスを購入して、どんどんどんどん規模を大きくしてしまった、急激に大きくしてしまったという要因も、その負債を作ってしまった原因にもなっております。新規に今年、着業した方がおりますけれども、そちらのほうにハウスの売却をさせていただきます。その売却した資金20万円も町のほうに入金をしていただいております。

今後の支払いでございますけれども、法人のほうにつきましては、金融機関に対して融資の実行を、議員協議会の際に説明した政府系とこれまで借りていたところからは、ちょっと難しいという返答があった様でございます。そこで、違う金融機関のほうに相談を持ちかけているという状況です。5月末までに出荷した菌床につきましては、夏場というのは、気温が高いものですから、余りきのことというのは発生しづらくなります。ですから玉持ちが良いんでございますけれども、その関係でその生産した額から町に対する支払いを行ってきていると。何とか早い時点で金融機関からの融資を受けて、そして、事業を再開したいという考えでおります。もう一方の個人のほうでございますけれども、個人のほうは、先ほど言ったハウス売却、これを320万円で行っております。

厚岸町からは、法人についても個人についても、新しく菌床を出荷する条件を示しております。それは、他の生産者と同じく平成26年度分の未納の額、これを全額返済してもらうこと。そしてこれから購入する部分については、前金で払っていただかないと玉は出荷出来ませんということをやっております。そこで個人のほうは、金融機関と相談しているところでございますけれども、まだ融資は実行されておられません。ただ、その期間が長くなればなるほど、収入がなくなるということで、先ほど言ったプレハブ2棟を売った資金を財源に、町からではなくて森産業から玉を購入しております、1万玉でございますけれども。そこで、生産をしながら町の支払い等々を行っていくということで、今、進めているところでございます。

●委員長（大野委員） 4番、石澤委員。

●石澤委員 個人は分かりました。企業はどうやって生産を揚げてくるんですか。出荷しないんですよね。もう、出荷していないんですよね。

●委員長（大野委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） いえ、先ほども説明しましたが、5月までに出荷した菌、これから、まだ発生しております。夏場というのは発生が抑制されますので、玉持ちが良いわけでございます。そこで、出来る限りの出荷ということで取り組んで、それから町のほう等々に支払いの分に充てているという状況です。

ただ、今、入っている玉の更新分は保証がありません。ですから個人と同様、金融機関等からの資金の用意をして、ただ、法人がお願いしている金額全て、全額を融資が受けられれば、町に返済が出来れば町から出荷出来ます。ただ、融資を受ける額が小さくて、町の26年度分、あるいは新たに購入する分の菌床代金までの融資が受けられない場

合には、それは、個人と同様、森産業を通じて玉を購入して、生産を再開するという方法、方向も考えている様でございます。

●委員長（大野委員） よろしいですか。

●石澤委員 はい。

●委員長（大野委員） 他ございませんか。
8番、南谷委員。

●南谷委員 6番室崎委員さん、そして4番石澤委員さんも、お尋ねのあったことと重複すると思いますが、私もこの関係で質問をさせていただきます。

最初にですね、決算書の38ページ、中段に収入未済額2,667万1,800円ですか、こういうふうに記載されています。ところが、さっきからの答弁では1個人と1社と言っているんですけれども。この、議員協議会での資料、こっちの資料の合計と合いませんよね。66万4,200円、合いません。私の計算機では、なんとしても。これについて、まず、お尋ねをさせていただきます。

●委員長（大野委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） ご答弁をさせていただきます。室崎委員からの要求資料を参考にしていただきたいと思います。26年度分、^{うしろ}後から1枚・2枚目ものでございます。決算書38ページにあります2,667万1,800円、この金額はこの表でいう生産者のI、66万4,200円、それと生産者のJ、762万7,680円、それと生産者P、1,837万9,920円、これを足した額が2,667万1,800円になります。

そして、先の議員協議会で説明をさせていただいた部分は、このJとPになります。合わない差というのは、Iの部分になります。議員協議会の時にIの部分を説明しなかったというのは、実は、この方、この資料で見るとおり27年の1月10日に申込みを受けて、3月23日に出荷をしております。その支払いが、実は5月27日に北洋銀行の釧路支店で納入をしております。ただ、厚岸町の会計管理者の口座に入ったのが6月3日となったわけでございます。その関係で、この未済額のほうに計上されたということで、この部分については、議員協議会のほうで説明をしなかったということでもあります。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 あのね、お宅らはさ、うちに議員協議会で説明するときに、さっきからの議論で2者と言っているんですよ。出納閉鎖期間、とんでもない話だ。商取引で3月31日、本来は現金取引ですよ。勘違いしていないですか。その説明の時に、どういうことですか。見識の違いも甚だしい。2者、2者と言っているんですよ。少なくとも議員協議会では説明しているわけでしょう。皆さん、2者だと思っているんですよ。この決算

書の数字と違うんですよ。それこそ、あんたら、不誠実だよ。

事の発生というのは、私は、やむを得ないと思うんですよ。色んなことがあって、でも、職員として誠心誠意作った。でも、この菌床センター条例で、きちっと謳っているわけだから。そのことを履行するのが職員の務めじゃないですか、謙虚さがないですよ。監査委員、あなた達の先ほどの答弁を聞いていたら、このことについて監査する権利はないんですか。改めてお伺いします。

●委員長（大野委員） 代表監査委員。

●代表監査委員（黒田監査委員） 調べるということになると、調べられます。それは、決算という形で。ですから、今回も決算書を7月の末に上げてもらって、一般会計から上がってきます。

「委員長、さっき答弁聞いているんだから、できるのか、できないのか。今後どうするのかということをはきちっと言ってください。」の声あり

●代表監査委員（黒田監査委員） 先ほども申しましたけれども、現、この非常勤の体制の中では、非常に困難と言わざるを得ない。なぜなら先ほども理由を申し上げましたが・・・。

（「わかりました。」の声あり）

●代表監査委員（黒田監査委員） 契約という、現年度の契約を結んで良いかという決裁とか合議は、これは行政の執行権の中での意思決定システムでございますので、どうしても監査のほうとしては、そこまで情報が流れてこない以上は、事前にそれらを覚知するのは、なかなか難しいということを申し上げたんですが。

●委員長（大野委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） 先の議員協議会で説明をした趣旨は、この収入未済額が発生するということで、あの様な説明をさせていただきました。そういったことからすると、今、質問委員言われるとおり、片手落ちだったということでございますので、お詫びしたいと思います。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 まず、こっちのほうからいきます。少なくとも決算書に出ている数字の説明をしているんですよ。本来、代金を払ってから渡すよと言っていることに対しての説明としては、不誠実ですよ。やっぱり真摯に受け止めて、商取引で出納閉鎖期間なんかあ

りえないんですよ。手形であれば不渡りですよ。やはりきちっと、そういうこと原点に立ち返って業務を遂行していただきたい。

それから監査委員なんですが、確か、きのこのほうは、以前は一般会計から特別会計に移っていますよ。ところが消費税の関係、機械の導入により、もうそろそろ、きのこの経営も安定してきたし、さらには、経理上もしっかりこの事業の推移について見られるということだったんですけど、私は当時の特別会計の決算を見ると、決算書にはきちっと出ていますよ。一般会計みたくまぶされていなくて中に。資料要求しなければ数字が見えないんですよ。そういう意味では胸を張って、一般会計にするべきだって言ってきた事に対して、今回の様なこと一任にならないのかなと、監査もしやすかったらうなど、かように考えますし、監査委員におかれましては、やはり業務ですから、権限があるのであれば、そこまできちっと監査をしていくべきだと私は考えます。

業務がなかなか出来ないのは分かりますよ。でも、少なくとも特別会計であれば、出来上がったものとお金の動きというのは監査すると思うんですよ、順調に入っているのかどうかくらいは。1年に1回くらいは監査出来ると思うんですよ。現に、3月31日時点では入っていないわけですから。このことについては、やはりきちんと監査をすべきだと思うし、私ども議会議員としても大変残念に思います。皆さんだけの責任ではない。これまでも決算審査をしてきているわけですから。何せ、私自身ですね、非常に反省しております。

そういう意味では、町長を含めて、さっきから声を出していないんですよ。町長自らこのことに対して、先ほど6番議員さん、言われましたよ、今後の大きな原因は上尾幌地区の振興だと。それは重々分かりますよ。ですけどこれは、一つ前の話なんだわ。現時点、起きたことに対して、やはり真摯に受け止めて今後、こういう問題に対してどうするか、きちっとした答弁を求めます。

●委員長（大野委員） 町長。

●町長（若狭町長） 私から、室崎6番委員の質問に対して、お答えをいたしました。こういう事態になった、本当に申し訳なく、補助員の当初は行為がそういう状況であった。しかしながら、あくまでも監督責任は町長であります。そういう意味において、このような決算を提出しなければならないということは誠に残念というよりも、責任を重く感じている次第でございます。

今後、この様なことにならないように、管理監督を厳密にしていかなければならない、その様に考えておるわけでございます。委員の皆さんに大変ご迷惑をおかけをいたしましたことに対し、心からお詫びを申し上げる次第でございます。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 私はですね、きのこセンター所長も一生懸命汗を流して、地域発展のために、きのこ作りに精励されていると思います。

ですけども、結果的に残念な結果に至った。これらの職員の処分、町中ではもう既

にそういう話をしておりますよ。正直言って、私自身もその責任の重さを痛感しております。この辺の考え方について、副町長はどの様に捉えておるんですか。

●委員長（大野委員） 町長。

●町長（若狹町長） その責任云々の問題に対しまして、最高責任者は私であります。副町長ではございません。先ほど答弁いたしましたとおりであります。

●委員長（大野委員） よろしいですか。

3 番、堀委員。

●堀委員 私の要求した資料は歳出のほうで聞くので、ここでは債権の回収についてですね。先程来の議論の中で、法人については90万円、個人については16万円プラス20万円というものが分納という中で出てきているといった中で、それじゃあ残り債権の完済がされるのはいつの時点になるのか。まずこれを教えてください。

●委員長（大野委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） 今現在、分納誓約書に基づいて、法人のほうについては月々30万円、それと個人のほうについては月々8万円とビニールハウス売却分の20万円ということになりますと、法人Aはこれから毎月30万円、個人については毎月8万円ということになりますけれども、これでいくとですね、いつ終わるのか、すごい長いスパンがかかってしまうということで、それぞれの生産者と協議をしないといけないと思っております。最初に分納誓約書を交わした時は、まだ、金融機関からの融資の回答がありませんでした。ですから、融資の実行が行われるまでの間、30万円ずつ払っていく、法人については、一方は8万円ずつ払っていく。融資の実行がされた時点で、全額返済しますという約束なんです。

ただ、今、金融機関との相談が、1回目不調になってございます、双方。次の違う金融機関と相談ということでございますけれども、色々聞くとですね、前年の赤字が生じてきている。当然、銀行に借入れの申込みをする時は、経営状況というものをつぶさに見られます。それと、これからどういう経営をしていくのかということで精査されます。そういった中で、かなり厳しいということで、当初見込んでいた金融機関に撥ねられたわけでございますから、さらに一層の書類の精査を重ねた上で、金融機関と協議をするということでございますので、それらの支援を受けられる、今は、第1回目は町の全額未納分を払う分、それと、当面の運転資金をお願いしておりますけれども、それが難しいとするならば、どこまでの金額であれば銀行は貸してくれるのか。それによって先ほども、石澤委員のご質問にもお答えしましたけれども、個人が行っている様な、森産業を通じての玉の購入できのこ生産を再開するであるとか、あるいは金融機関に対しての借入れ残額がありますから、その償還期限の延長であるとか、返済の額の軽減であるとか、というものも含めて金融機関のほうに相談をしていただかなければ、30万円、8万

円の状況のままでは、これはかなり厳しいものがあるだろうと思っておりますので、そういう部分については、今後も生産者のほうと相談をさせていただきながら、1日でも早い経営再開、そして未納額の完納に向けた事務を取り進めていきたいというふうに考えているところでございます。

●委員長（大野委員） 3番、堀委員。

●堀委員 そうすると、金融機関との融資調停がうまくいかなかった場合、法人であれば最大で5年くらいになるのかな、毎月きちんと30万円ずつ入った場合でしょうけれども。個人のほうも、もう少し長く6年、7年になってしまうのかなと思うんですけれども、この間、この債権に対しての遅延利息等は掛けていかないんでしょうか。

●委員長（大野委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） 実は、規則・契約書ともに前払い金となっております。ですから、この遅延にあたる、延滞というかそういった金額の設定はございません。ですから、もし、これも顧問弁護士との相談になるわけでございますけれども、そうした場合には民法上のほうのそういった遅延料ということになるかと思っておりますので、そういったものも含めて、顧問弁護士のほうと相談していきたいと思っておりますのでございます。

●委員長（大野委員） 3番、堀委員。

●堀委員 たしか、9点何パーセントくらいでしたか。12点何パーセントから下がって、9点何パーセントくらいだと私は理解していたんですけれども。

やはり、掛けなければ無利子融資と何ら変わらないことになっちゃうんですね。この2件に対してのみ。そうするとやはり、他の生産者に対しても不公平が生じるという様に思うので、やはり、ここは毅然としていかなければいけないなど。ただ、単に今現在の借金が、そのまま5年間も6年間も、徐々に完済されて、それで良かったというふうには、私はならないと思うんで、やはり、延滞利息、遅延利息はきちんと掛けていった中での返済というものを、迫っていかなければならないと思います。ぜひ、それについては取扱いをしていただきたいと思います。

先ほど南谷委員も言っていたんですけれども、責任論ですね。町長が全ての責任を持つという答弁なんですけれども。やはり、訓戒告なりの処分というものがきちんと示されなければ、町民としてもなかなか納得出来ない部分があると思うんですよ。いくら完済計画があるから良いんだというものじゃない。規則・契約にあるものをきちんと守らなかったために、この様な損失を町のほうに与えたといった中では、過去にも遡った担当者の訓戒告というものが示されなければいけないと思うんですけれども、これについては如何でしょうか。

●委員長（大野委員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。責任問題ではありますが、補助職員としての各部署における責任も極めて大きい、当然であります。そのことも踏まえながら、今後、責任についてどうするか対応してまいりたいと思います。

●委員長（大野委員） 3番、堀委員。

●堀委員 今、時期は明言されなかったんですけれども、例えば次回、定例町議会若しくは来年の第1回定例会なりで、きちっとしたそういうものが出されると期待してよろしいのでしょうか。

●委員長（大野委員） 町長。

●町長（若狭町長） 時期の問題につきましても、早急に対応しなければならない、その様な考えをもっております。

●委員長（大野委員） 他ございませんか。
5番、竹田委員。

●竹田委員 物事の様々な規定、それを条例と言ったり規則と言ったりするわけですが、今回の規則に対して、生産者に対しての恩情を持って行われた行為ということであれば、それは致し方ないのかなと思います。しかし、規則はあくまでも規則であります。今、私も罰則規定について、規則の中にはこれを作ったときに、違反したときには、その規則の中に罰則の部分については、何らかの規則規定というのがあったのかどうか。私はそこを読んでいないので、そこをまず、一点お伺いしたいと思います。

●委員長（大野委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） 条例、規則、これまで幾度か改正等を行ってございますけれども、この中に罰則規定は記述されておられません。

●委員長（大野委員） 5番、竹田委員。

●竹田委員 罰則規定がないが故に、こういうことが起きても罰則を簡単に破ってしまう部分も出てくるかと思えます。町の中にどれだけの規則があるのか分かりませんが、今後そういう部分については、規則違反に対しての罰則規定ということを盛り込まなければならないと思いますけれども、如何ですか。

●委員長（大野委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） これについては、初めの段階からお答えさせていただいておりますけれども、きのこ菌床につきましては、代金の引き渡しを受けてから引き渡しということになっておりますので、そういうことが発生すること自体考えられていない規定ということですので、ご理解願いたいと思います。

●委員長（大野委員） 5番、竹田委員。

●竹田委員 規則を作る場合、法律を作る場合、条例を作る場合、全てそうなんですけれども、作って終わりではなくて、それがいかに守られるかということが、前提となる。逆にですよ、守らなければならない、守るようにする、そのための規則でもあると思うんです。ですから、罰則規定がない、言い訳はいつでも出来ると思います。規則であれ条例であれ、そのことを守るということを、当たり前なんだということで終わってしまうことになってしまう、罰則規定がなければ。そうではなくて、守らない時の罰則規定というのは、今後、絶対必要だとは思わないでしょうか。

●委員長（大野委員） 休憩します。

午後 1 時39分休憩

午後 1 時41分再開

●委員長（大野委員） 再開します。
総務課長。

●総務課長（會田課長） 条例・規則の全般に渡る罰則規定ということで、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、地方自治法上でいきますと、原則として条例には罰則規定として2年以下の懲役若しくは禁固、100万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は5万円以下の過料、あやまちりょうですね、を科する旨の規定を設けることが出来ることとなっております。規則には5万円以下の過料、あやまちりょうですね、を科する旨の規定を設けることが出来るので地方自治法上では規定がされているところであります。

ただし、この度の件につきましては、その生産者の方に対する罰則というものは、元々先ほど産業振興課長が申し上げられたとおり、お答えをさせていただいたとおり、前払いというものを原則としていることから、今回のような事案が発生する想定が規則上ではされないということになるかと思えます。ただし、先ほど3番委員からご質問のあった職員に対する処罰ですね、これに関しては地方公務員法上の規定からいって、先ほど町長がご答弁申し上げたとおり、それに対する懲戒、又は訓告・戒告等の罰則と言いますか、職員に対する、罰を与えるということは、地方公務員法上から必要であると考えているところでございます。

ただし、全般に渡って厚岸の条例・規則ございますけれども、罰則規定が設けられているのは、下水道条例であるとか、これらのものがございます。この罰則を設ける場合についてはですね、検察のほうへの相談・協議等も必要になってまいりますので、今、こういった罰則規定を設けるということは、かなりの時間も要しますし、協議も必要になってまいります。ただし、先ほど申し上げたとおり、今回のセンターの施行規則に関しては、罰則規定を設ける必要のないものであると判断しているところでございます。

●委員長（大野委員） 5番、竹田委員。

●竹田委員 すみませんね、私は両方の事を言っていたんです、罰則規定。質問の内容、戻して聞いてみれば分かるんですけど、生産者にとりか、役場の職員に対してとか、町長最高責任者に対してとか一言も言ってないんですよ。私も質問するときに言わなかったのは悪かったんですけども、こういう特別会計や普通の事業とか色々制約されるのが沢山あるんですけども、要は、今回のきのこの問題についても、両方ですね、要は生産者、きのこの菌床を作る側、売る側、それと買う側と、両方の罰則の規定を作るべきと私は言ったんです。

それともう一つは、厚岸町全般に渡る色々な特別会計、企業会計、それらを含めた全般的な罰則規定も含めて、考えていかなければならないだろうというふうに質問をしたんですよ。

●委員長（大野委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） まず、職員に対する罰ということからいくとですね、地方公務員法上での規定がございますし、今、現在でも厚岸町の懲戒等に関する条例というものがございまして、これに則った形での懲罰になろうかと思えます。

全般的な部分での罰則規定につきましては、必要があれば設けなければならないでしょうし、今後も、そういった必要性については研究をしていきたいというふうに思っています。

●委員長（大野委員） 5番、竹田委員。

●竹田委員 まず、質問が、こういうのがありました。いつからだったのかという事に関しては、何年からやってきたのか分からないという答弁でした。その当事者である、きのこ菌床センターのセンター長がそういう行為をした時に、しなければならなかった当時の、しなければならなかった状況の判断の理由として、私が聞いていたところは、当時の組合長が組合長という立場で生産をしているけれども、支払いが前払いというのは大変きついと、ぜひ後払いにしていきたいという、そういう願い出があったというふうに聞いています。それが嘘か本当か、それは何もないですから言えませんよ。それについて、正しい正しくないというのもお答えしてくれということではないです。証拠も何もないことについて言って、それをどうのこうのするという事ではないです。ただ、聞

いた上ではそういう事情があったと。それに対して、当時の長にあたる者が独断と偏見でもって生産者に対して、意味ある行為をしたんだろうと。その意味あるというのは、規則違反であるという意味も踏まえていただろうと思うんです。

そういったときに、この規則をまず、前払いということになっているんだけど、じゃあ、規則を変更しようということの行為をしなかったということが、そこで一番の問題であつただろうと思うんです。私が何で罰則規定をきちっと設けないのかって言うのは、当時その好意的にやること自体が駄目と書いていなければ出来るわけですよ。ということは規則はいつでもよかったのかっていうふうになってしまうんですよ。だから、その行為をすることによって、もし、規則を変えるのであれば、変更するのであれば、変更が出来ないわけではなかったんだから、変更してからそういう行為を行えば良かったんだろうというふうに思うんですよ、当時のことを考えれば。それをしなかったというのは、規則の中にきちっとした規則が謳われてなかった、ということが一番の原因ではなかったのかというふうに思うんです。

だから、私は、そこをきちっとするべきだと。そういう認識をさせる規則を作るべきだと。認識が出来ない規則だったのかとも捉えられるわけですよ。そういう意味を含めて、もう一度考えていただけないかというふうに質問をしているんですよ。

●委員長（大野委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） 事実関係は、今、竹田委員は、竹田委員の聞き及ぶ形の中でそういう背景があつた様だというお話しでございますけれども、私どもはそれの事実確認をとっておりませんので、それについては、答弁を差し控えたいと思いますけれども。

いずれにせよ規則や契約の中で前金払いと明記されているのに、生産者の方々の色々な都合を考慮して担当者は後払いを認めてきた結果、この様になったということでございます。そして今、質問委員言われているのは、そういう状況であれば規則なりを後払い、全部というわけでないにしても、色々な制定の仕方はあるかと思うんですけれども、必要があつた場合、特に認められるような場合、後払いが良いようなこともとれるような、規則改正等もしてくれば良かったのではないかというお話しかと思いますけれども、これは先ほどもお話しをさせていただきましたけれども、やはりこういった生産売払代金につきましては、未払額の発生というのは、やはりリスクを回避しなければならないということがあつたかと思います。やはりその生産者の方が、資金繰りで困っているとすれば、その資金の手立てをどういう方法があるかという支援の仕方も町にはあつたんだろうと思います。

先ほども言いましたけれども、色々な制度があるわけでございます。今はお金がないけれども、生産をして、その玉を出荷を受けて、生産をして収入が出れば払えるけれども、今、前金で払うお金がないから何とかしてくれというのであれば、一時的にお金の、町の制度で言えば保証料の負担をしていただくとか、あるいは低利な利率で借りようとした場合は北海道の制度資金を使うであるとか、そういう手立ての仕方もあつたんだろうと思います。そういうことがちょっと不足していたのではないかと思います。後払い

であっても、前金であっても払わなければならないことは同じです。その時期に資金を用意出来ないとするならば、その用意を手助けする支援なり助言だとかという取組を行っていくべきであったろうし、これからはそういうふうにも取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

●委員長（大野委員） 5 番、竹田委員。

●竹田委員 だからっていう話なんですよ、そのとおりだと思うんです。だから、規則の改正が必要だったのではないかと。だから、規則の改正も何もいらないっていうのであれば、規則を作らなければ良いじゃないですか、外してしまえば良いじゃないですか。自由に出来る、終わりで良いじゃないですか。違います。あくまでも、その前払いという規則を作らなければならない当時の理由があったはずなんですよ、理由が。その理由を覆してまでもやらなければならない、またその上に理由があったんですよ。その理由がどうしても解釈出来る様な、憲法 9 条のような話じゃなくて、きちっとしたことを町民の皆さんが理解出来る様に規則改正をしたらどうですか、ということを言っているんですよ。僕は、それが必要だと思うんです。

●委員長（大野委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） 色々な考え方もあろうかと思います。ただ、今回のこういった現状を踏まえたときに、これから未払い額を生じさせないために、それと、この後の転換期の今年は大変苦しい経営状況に陥るかもしれませんけれども、この先の生産者のことの経営状況を思慮した時に、これは逆に前払い金というものを堅持しながら、先ほど言った様な資金手当の助言を町で出来る範囲での支援、それは町が貸すということではなくて、そういう制度、色んな手法とかも相談に乗るだとか、しながら対応をしていくべきだろうなというふうなことを、今回、この事案が発生して改めて感じたところでございますので、そのような方向で向かわせていただきたいと思いますと思っているところでございます。

●委員長（大野委員） 5 番、竹田委員。

●竹田委員 あくまでも規則の改正というのは、手を付けないということなんですね。

●委員長（大野委員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えさせていただきます。竹田委員の質問のことについても理解出来ます。しかしながら、担当課長からも何度も答弁がありましたけれども、この事案が発生をいたしまして、6 月に生産者と協議をした結果、7 月からは施行規則どおりにやりましょうと、お互いに合意を得たことであります。ですから、そういう意味におきまして、今後、生産者もこのことを理解しながら執行されるであろう、また、しなけれ

ばならない、そのように考えているところでございます。

●委員長（大野委員） 5 番、竹田委員。

●竹田委員 何度もしつこくで申し訳ないんですけども。課長の答弁の中に、4 月に渡した菌床については 6 月までですか、7 月以降に渡した菌床については翌年度の決算時期を迎える 3 月末までに払ってくれということの年 2 回、という答弁があったんですけども、それは間違っていないですか。

●委員長（大野委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） 改めて説明をさせていただきます。その 6 月に生産者の方にお集まりをしていただいて、本来であれば、その時点から、その以後から玉を出荷する分については、前金払いをお願いしたいわけでございますけれども、当然生産者のことも、例えば、明日出荷予定だという人に今日までお金を用意しろというのは、それは難しい話でございますので、説明会を 6 月 8 日に開いてございますけれども、7 月から出荷する分については、前金で払っていただくと。そのために 1 ヶ月近い期間の中で、その資金繰りをしていただきたいんだと説明をさせていただきました。そして、4 月から 6 月末までの間に、6 月 8 日に説明をしましたから、その後に出荷する予定の方もありました。ですが 6 月末までに出荷した分については、生産者個々と分納誓約書の取り交わしをさせていただいて、3 月末までにどういう形で支払うのか相談をそれぞれさせていただく。そうした中で 3 月末には完納していただく。それは、6 月末までに入れた分、7 月からは規則・契約に則って前納でというお話しをさせていただいて、生産者の皆さんからも理解を得たところでございます。

●委員長（大野委員） 5 番、竹田委員。

●竹田委員 先に渡す部分というのは、町税を使ってやるわけですね。その町税を使う分について、当然、今、課長が仰ったやり方の、要するに売り方の方法として、生産者とまた口頭の約束だけで規則にも何にも載せないと。

例えば、課長がそう思って、今、湊谷課長という人がいて、今はこれやるけれども、課長が次に替わったときに、またこの方法論変えることも出来るわけですね。そういうことじゃなくて、きちっと規則に載せましょうよということを言っているんですよ。これ、口頭の約束になっちゃうんじゃないですか。文字として何もない約束のことの説明をしていると思うんですよ。確かに日本の民事の法律の中では、口頭の成立も契約になると言われていますよ。契約書という覚え書きがなくてもというふうに。言った言わないも契約になると、確かに認められます。だけど、町で作る契約書の中、またはその規約・規則の中にですね、きちっとした文言がないというのはおかしいんじゃないかということなんですよ。どう思います。

●委員長（大野委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） 今までの議論の中で、色々皆さんのほうからご指摘をされていたとおり、やってきた行為自体、規則違反、契約書に則らない行為で、担当者レベルで行ってきたことでございます。それを是正するために、正しい形に戻すために説明会を開催させていただきました。

7月以降は正規な、まともな形に、今、変わって行っております。これは、私が今担当しているから、例えば来年4月から替わったからといって変わるものではありません。それを守らなければ、先ほど総務課長が答弁したとおり、地方自治法に則って様々な処分があるということでございます。そういうことで、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（大野委員） 5番、竹田委員。

●竹田委員 7月以降に納入された分については、3月末までに払ってくださいというのが、……。ちょっと、もう1回説明してもらっていいですか。

●委員長（大野委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） もう一度言います。6月8日に説明会を開いて、7月から出荷を始める部分については、規則と契約書どおり前納です、7月からの分は。ただ、それまでに申込みを既に受けていて、そして6月までに入る出荷予定だった部分については、3月までに分納という形で払ってもらおうと、6月分までと。そこで、分納誓約書というものを、町と生産者の方で相談をさせていただいて、生産者から提出させていただいております。その分納誓約書に基づいて、6月末までに出荷した分は3月末までに払っていただく。7月からは正規の前納、お金を払っていただいたことを確認してから町は引き渡します、ということを行っているところでございます。

●委員長（大野委員） 5番、竹田委員。

●竹田委員 契約書にもきちっとそういう文言は、加えられる契約書に変更になるということで確認して良いんですか。

●委員長（大野委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） 議員協議会の時にも、それら関連するものの資料も付けさせていただいて、契約書の雛形も付けさせていただいております。

現実、この契約書の第3条の第1項で、乙というのは生産者ですが、乙は厚岸町が発行する納入通知書により、その指定する場所において売買代金を支払ったうえで、きのこ菌床の引き渡しを受けなければならない、ということが既に明確に記載されてお

ります。こう記載されていながら、町のほうでこういった行為を繰り返してしまったということでございまして、契約書には今も明確に記述されております。

（「わかりました。」の声あり）

●委員長（大野委員） この項で、他にございますか。

（なし）

●委員長（大野委員） なければ先に進みます。

18款・1項 寄附金。

（なし）

●委員長（大野委員） 19款 繰入金、1項 基金繰入金。

（なし）

●委員長（大野委員） 20款・1項 繰越金。

（なし）

●委員長（大野委員） 21款 諸収入、1項 延滞金加算金及び過料。

（なし）

●委員長（大野委員） 2項 預金利子。

（なし）

●委員長（大野委員） 3項 貸付金元利収入。

（なし）

●委員長（大野委員） 4項 受託事業収入。

（なし）

●委員長（大野委員） 6項 雑入。

(なし)

- 委員長（大野委員） 22款・1項 町債、ございませんか。

(なし)

- 委員長（大野委員） なければ、以上で歳入を終わります。

- 委員長（大野委員） 次に、53ページ、歳出に入ります。

1 款・1 項 議会費。

(なし)

- 委員長（大野委員） 2 款 総務費、1 項 総務管理費、83ページまでです。

3 番、堀委員。

- 堀委員 2 款・1 項 総務管理費。ここでは63ページの総合行政情報システム運営で、役務費で、597万7,981円の不用額。そしてまた、67ページでも総合行政情報システム整備ということで、使用料及び賃借料で499万952円の不用額というふうに、多額の不用額が載っております。まず、これについて説明をしていただきたいと思います。

- 委員長（大野委員） 総務課長。

- 総務課長（會田課長） 監査委員から提出されております各会計決算審査意見書の14ページ中段あたりになりますけれども、ここに記載のとおり、総合行政システムを外部データセンターを利用したクラウド化で、昨年度4月から稼働したところでありますが、当初予算の見積でこの額を計上させていただきました。

契約の際、この総合行政情報システムの整備にあたりましては、一括契約のもとで契約をさせていただきましたけれども、初年度導入ということで、このデータセンターとの通信料、それとこの借上料については業者の申出もありまして、この分については初年度いただかないということで協議をしたところでありますが、それを単純に、本来であれば、こういった多額の不用額を生じさせることなく、6月の時点でこれを減額補正をすべきであったんですけれども、管理ミスがありまして、これを最後の3月いっぱいまで減額補正することなく、不用額を生じさせてしまったということでございます。

本来であれば、こういった多額の金額、予算を他に回せるところをそのままの形で放置してしまったということ、深くお詫びを申し上げますとともに、今後、このようなことがないように、適切な予算執行に務めて参りたいということで考えております。執行上の管理ミスということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

- 委員長（大野委員） 3 番、堀委員。

- 堀委員 そうすると、その総合行政情報システムという一括契約の中で、こちらは払うつもりで相手方とも契約をしたんだけど、向こう側は初年度目は良いですよといった中で、そうしたら契約書自体はきちんと、内訳の中には、これらが載っていないというふうに理解してよろしいのでしょうか。

きちんとそれが載っていない、初年度は良いですよ、でも、この金額というのは、27年度に払ってくださいよというふうに回されたものなのか回されるものなのか、それとも総体で何千万という契約の中で、この1,000万円は要らないですよというふうになったものなのか。これについては、どうなっているのでしょうか。

- 委員長（大野委員） 総務課長。

- 総務課長（會田課長） 試行期間ということでの協議でありました。それで、契約上からは当初予算の計上の際は、この分についてはかかるということで業者とお話をしていたんですけども、実際に契約上では、この分について、まずは初年度は試行期間ということでしたか。27年度は、この金額で支払いをすると。27年度に上乗せになるものではなくて、27年度から執行が発生するということでご理解いただきたいと思います。

- 委員長（大野委員） 3番、堀委員。

- 堀委員 大体分かりました。やはりですね、本当に多額なんですよ。これについては、一般財源という差し迫ってのきちんとした補助財源とかがあるわけではないといった中で、貴重な財源というものが、この様になってしまったと。

先ほど、お詫びもされたんですけども。ぜひとも、気を付けてもらいたい。やはり、もっときちんとした中で、もっともっと使ってもらいたいというところが、私たち議員からも沢山要望というものがあつた中で、財政的にも厳しいということで我慢せざるを得ないというのもある中で、やはり執行者としてきちんとした対応というものを、より一層心がけてもらいたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

- 委員長（大野委員） 総務課長。

- 総務課長（會田課長） ただ今、委員から言われましたご指摘、十分反省をし、今後の執行に向けて努力をして参りたいと思います。大変申し訳ございませんでした。

（「はい、わかりました。」の声あり）

- 委員長（大野委員） 他ございませんか。
8番、南谷委員。

- 南谷委員 82ページでございます。2款・1項・14目、地方創生先行型事業、買物ポイントカード導入支援。中段ほどに1,540万円。歳入のほうで繰越明許費ということの確認をさせていただきました。

10月14日、つい先日でございますが、総務産業常任委員会のほうで、平成26年度、ここに計上されているものは、事業実施にあたっては繰越明許費で平成27年度にやりますよということで、買物ポイントカード導入ということで、繰り越すことになっているんですよね、この時点では。

ですけれども、平成27年度の、先ほども申しましたが、6月の事業実施に向けてもこのとおりやりますよと言ったんですけども、つい先日、10月14日、厚文の皆さんは初めて聞く話ではないのかなと思いますけれども、事業の内容が変更になっていくんだと。私も哑然としております。この事業の内容がより良いものになっていくと信じているんですが、この辺の経緯・経過を含めて実施内容の変わっていく部分も含めて、時系列でお願いいたします。

- 委員長（大野委員） 時系列でとなると、これから始まる事業なので、この決算に直接そぐわないと思うんですけれども。質問を変えますか。

「委員長に、そこをお願いをしたんですよ。決して私は大きく変化をするものではないんですけれども。決算だから、繰越明許費だけでいいよというものの、やる事業がこの事業のとおりじゃないんですよ。だから、ここで議論する必要はないんでしょうか。いつやるんでしょうか。」の声あり

- 委員長（大野委員） 休憩します。

午後2時13分休憩

午後2時16分再開

- 委員長（大野委員） 再開いたします。
8番、南谷委員。

- 南谷委員 大変失礼いたしました。それでは改めて、質問をさせていただきます。

この1,540万円、買物ポイントカード導入制度について、お尋ねをさせていただきます。まず、この事業主体、この1,540万円の積み上げですよ。どういう事業で、どうかというのは、確か緊急な説明で中身についても詳しい説明がなされておられません。今年に入ってからあります。ですからこの1,540万円、どのような事業の内容で、繰越明許費になっているわけですから、どういう団体が、どういう要望があって、この1,540万円、この事業の目的、どう進められるのか、27年度に向けてどの様に取り組んで行かれるのか、課題はないのか、この辺についても、これに積み上げるまでの経緯について説

明を求めます。

●委員長（大野委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） ご質問の、買物ポイントカード導入支援、繰越明許として平成27年度に平成26年度の予算を繰り越して執行するという事で、本決算書に計上させていただいているところでございます。

この予算につきましては、平成27年の第1回定例会におきまして、地方創生先行型事業費ということで資料を議会にも提示させていただいて、その上で議会の議決をいただいて執行する予定になったものでございます。ただし、この事業につきましては、繰越しを前提として、第1回定例会に計上させていただきまして、予定どおり27年度への繰越しということで繰越明許費の設定を同じ定例会の中で決定をいただき、5月31日をもって繰越計算書を作成し、第2回の定例会にその内容の報告をいただいているところでございます。

それで、この事業につきましては、厚岸あやめスタンプ会というところが事業主体として、厚岸町のほうに要望をされているものであります。具体的には現在のあやめ券方式、いわゆる台紙に100円の買物毎に1ポイントないしは、お店ごとに2ポイント。金額にすると1円・2円相当のものでございますが、それをお客様にお渡しすると。それを台紙に貼ってある程度溜まった段階で、今度はそれが買物をする金券に変わるという仕組みでございます。これを台紙に貼る方法から、今は世の中に色々なカードが出回っておりますが、小さいカード方式に変えるということで、その機器の導入経費ですね、それから、それに併せて発行されるポイントカードの台紙とか、それに併せた導入に切り替えることをタイミングにしてイベントなどを組みたいということで、1,540万円の事業要望があったということでございます。この財源は全て100パーセント国の交付金を充てるとということで、内閣府の承認もいただいているという内容でございます。こういう形で計上させていただいて、27年度に繰り越して27年度の本予算と合わせて執行するというのが、この繰越明許費の予算の執行の方法でございます。

この事業につきましては、ご質問者が委員長をされております総務産業常任委員会で、詳しく説明したところでございます。というのは、第1回目につきましては6月上旬にあったわけでございますが、その時はまだ、このとおり執行するという前提でございました。それで、去る10月14日に総務産業常任委員会に、実はこのポイントカード事業については、変更したいということで事業主体から申出があったということで説明をさせていただきました。説明するにあたっては、議会事務局にもどういった方法で説明したらいいかということとは、ご相談申し上げておりました。というのは、最初は6月に説明したポイントカード事業の内容の説明、これは、まず変わったということと、所管が総務産業常任委員会であるということで、最初にご説明させていただきました。ただ、予算に関わることであるので厚生文教常任委員会にも説明する必要があるという認識の下、実はこの21日に厚生文教常任委員会にも説明する予定であったものであります。

それで内容ですが、実は、最初は組織の総意として厚岸町に要請書が提出されておりました。ただし、その後ですね紆余曲折がありました。この中身をどうしたらいいかと

ということで、色々議論があったそうであります。結果的には、このポイントカードを導入するにあたって当初経費は国の交付金で全額担保されるが、導入後の運転経費、これが従来の台帳方式よりも金額が増えてしまう。いわゆる、事業者の負担が増えてしまうということが1点、・・・。

「委員長、さっきの理事者側の答弁であれば、そういう話ではないですよね。これの積み上げのための根拠を教えてください。否定されたわけだから、僕の質問。そういう話を聞いているんでないんだわ。この、ポイントカード導入についての積み上げの話を聞いているんですよ。」の声あり

- まちづくり推進課長（小島課長） このポイントカード事業の事業費の積み上げの内容でございますが、ポイントカードの導入経費として、いわゆる機械の導入費ですね、これを入れたいという予算。それとポイントカードの台紙の予算、それと諸経費、イベント費ということになっております。これが主なものです。ほとんどですね、機械の設置費、これが一番大きなウエイトを占めているという内容でございます。
- 委員長（大野委員） 8番、南谷委員。
- 南谷委員 この事業主体、あやめ会という話がありました。商工会ではないんですよ、そうすると。商工者全体ではないんですよ。窓口としては、町としてはこの1,540万円の事業に取り組むにあたって、どういう団体とどの様な話をして、こういうふうに積み上げてきたんですかということを聞いているんですよ。
- 委員長（大野委員） まちづくり推進課長。
- まちづくり推進課長（小島課長） 町としては、この国の交付金制度が出来た時に、商工会のほうにこういう制度が出来ましたと。商業活性化とか、そういう商業関係のほうで使うことが出来るので、その要望を出していただければ、それに基づいて国に申請しますということを申し上げたということでございます。
その中で、このあやめスタンプ会というところが、現在42店舗が加盟しております。これは商工会とはまた別の独立した組織です。そのあやめスタンプ会の事務局に、商工会の職員がなっているということで、実質表裏一体の関係になると思いますけれども、そこで、先ほど申し上げた事業でお願いしたい、ということが正式に町のほうに申出があったということでございます。
- 委員長（大野委員） 8番、南谷委員。
- 南谷委員 そうすると、町内の湖南・湖北地区の全商店の皆さんではないわけですね。加入者、団体、この1,540万円を導入するにあたって、その他の町内の商店会の皆さん

からの、そういう調整とか、組織的にあやめ会だけなのかとか、色々な課題が僕には推測されるんですが、そういう問題も含めて非常に短い時間ですよ。大きな課題は起きなかったんでしょうか。その辺はスムーズに町としても商工会を窓口にしたのか、どの辺を窓口にして、そういう積み上げをされてきたのか、もう少し詳しくお願いします。

●委員長（大野委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） お聞きしているところでは、スタンプ会の役員会に諮ったということでございます。それで現在、あやめスタンプ会に入られている会員数は42だそうです。それを増やしたいという目的を持っています。約50に増やしたいということでございました。ということは、あやめスタンプ会に今入っている人たちから広めなければならないので、湖南の商店会、それから湖北商店連合会、こちらのほうにもご相談を申し上げて、もっと会員数を増やしたいということで話し合われたと聞いております。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 そうすると、繰越明許費までなっているわけですから、担当課としては、この事業は揺るぎなくこの事業を実施するということで、この時点での判断でよろしいですね。

●委員長（大野委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） そこで、先だって総務産業常任委員会にこの事業については、ポイントカードの導入については断念して、中身を振り替えたいという要望が上がってきたと。いわゆるあやめスタンプ会の会員については、50店舗の加入を増やしたいというのは、その目的は変えませんが、ポイントカードの導入については、断念したいというお話しがあったと。これはご説明したとおりでございます。

変わりまして「うみえもん券」というものを、今年度発行して、これと呼び水にして進めたいということでございます。その内容について、もう少し詳しくここで申し上げる・・・。

（「・・・お宅らの言ったとおりやるから。とことん突っ張って」
「ください、ここでは、信念持って。」の声あり

●まちづくり推進課長（小島課長） これがこのとおり執行されるのかというご質問ですから、そうではなくて、先の総務産業常任委員会で説明したとおり、内容については今、申し上げたとおりポイントカード事業の導入については断念して、内容を変えて執行したいという申出があったということでございます。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 そんなこと聞いてないよ。ちやがちやがになっている、自分で言っていて。僕はね、そこには触れていませんよ。お宅ら、ここまで積み上げてきたんでしょ。そのことについては、次の機会で行いますよ。この積み重ね、プロセスについて聞いているんです。

今、言われているように、目的、確認させていただくんですけれども。この目的なんです。この1,540万円。ポイントカードを導入する目的について、改めて聞かせていただきます。この目的と、もし間違ってますよ、これが出来ない場合に目的を逸脱する様なことはないわけですよ、事業をしていくわけだから。この目的について、お尋ねをさせていただきます。

●委員長（大野委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） 本決算書は、出納閉鎖期間の5月31日が閉鎖した段階で、その剰余金の処分を含めて会計管理者が調製して、その後、町長部局のほうで監査委員に送られて、本定例会に出されたものですので、現時点のものを表記しているのかというと、そうではないということをご了承願いたいと思います。

そこで、この事業の目的については、ポイントの加盟店数を50に上げたいというのが、この交付金を受けて、承認を受けた時の目標ということで定めさせていただいてるところでございます。これは、あくまでも事業主体が定めた目標ということでございます。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 あのね、どうのこうのと言っているんじゃない。この事業を取り組み、例えば、町の活性化だとか、事業メニューの目的を僕は聞いているんですよ。さっきから聞いているのは。何で、カードを導入することによって、町民にとってはどうなのか、商店会にとってはどうなのか、そういう崇高な目的に向かって行きますよというメニューがあると思うんですよ。それを聞いているんだ、さっきから。違いますか。

●委員長（大野委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） この事業の概要と言いますか、目的でございますが、商店街の衰退が深刻化しているという状況の中で利用客の増加を図るため、商店街でのポイントカードシステムの導入と消費喚起のイベントを開催する、ということを支援するという目的をもってございます。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 目的は分かりました。商店街の、イベントをするというのはちらっとあるんですけども、要するにカード制を導入して、利用者の利便性を図るということですね。そうしたら、万が一ですよ、導入が出来なくなったらこの目的は到達するんですか。

●委員長（大野委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） 成果指標としての目標値は変えないということで聞いております。ですから、ポイント発行加盟店の店数50店というのは目標でございます。目的については、変えた内容を申し述べてよろしいですか。

目標については変えないということでございます。ただ、それを達成するための内容については、今後は変更はあると聞いているところでございます。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 あくまでもね、先の話は聞いていないんですよ。今日は、意地でも聞かないから。その代わり、ずっとやるぞ。

お宅らはですね、商店会が窓口なのか、担当者としてこれを積み上げるのに相当苦勞されたと思うんですよ、今の話ではないですよ。短い間でこれを構築するために非常に苦勞されたと思うんですよ。どの様な苦勞をされたのか、アクセスを何回くらいされたのか。はたまた、窓口はどうだったのか。あやめスタンプ会、商工会、それから湖北商連、その時点では、この積み上げるまでにどの様なアクセスをされたのか、お伺いをさせていただきます。

●委員長（大野委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） 町の立場としては、この地方創生先行型の制度をご説明して、それを商工会にご説明したということでございます。そこで、これを利用するのは色んな組織があるんだと思います。その中で手を挙げてきたのが、あやめスタンプ会だということでございます。

それで、そのあやめスタンプ会の事務局は、商工会の課長職の方がされております。ですから、それと、あやめスタンプ会の役員は11名いらっしゃると思いますが、その方々で話し合って、まずは、そこでポイントカード事業を進めようということで、決めたというふうにお聞きしております。そのやりとりだとか、書類だとか、書類を持ってくるのはその事務局のほうであったろうと思います。

それで町は、その内容を確認して、そのあとの手続きとしては、内閣府のほうにこの交付金の承認を受けるための実施計画書を出すことになりますから、その辺りの内容についても、商工会の事務局を通じて確認しながら書類の提出に至ったということでございます。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

- 南谷委員　これで最後にしますよ。理路整然と答弁をされているんだけど、万が一、これが変わるようなことはないでしょうね。これが、まず一点。

それと、少なくとも10月14日まで、私も初めて聞きましたよ。先ほど課長、とうとうと答弁されていたんですけれども、議会のほうには、まだ厚文さんにも説明がされていないし、議会に対応をまかせたということなんです。ですけれども、町長が日頃から議会と理事者は車の両輪などと言っているけれども、今日、決算委員会ですよ。それまで全然。僕、総産の委員長なんですけれども、全く知りませんでしたよ、14日寸前まで。色々、商工会、あやめ会、湖北地区連合会、色々アクセスをされてきたと思うんです。課長補佐、係長、悪口言ってきて何回も。僕の推測ですよ。

だけど、結果として厳しい結果になるかもしれないですよ、これ。議員のほうだっけですよ。僕の話が「何よあの馬鹿ったれ、お前え、そんなに興奮して言っているんだ」と。でもね、僕は大変なことだと思うんですよ。全然分からないんですよ、全く。こういう、伊達に総産の委員会で今年の事業について聞いたんでないんですよ。それで、もし変わることがあったら教えてください。それくらい、決定しないうちは、議員のほうにも途中経過とか、こういう苦労をしているんだとか、委員会、議員協議会でも良いんですけれども、こういうことについてこういう課題があると。議員、意見貸せやと、これも委員会のあり方、議員協議会のあり方ではないかと私は思うんですよ。そのことが町民に対しても商工会に対しても、担当課としては、課長として・・・あるんじゃないですか、如何ですか。

- 委員長（大野委員）　まちづくり推進課長。

- まちづくり推進課長（小島課長）　町のほうに正式にこのお話しと、それから、きちんとした1,540万円の積み上げの内訳を明示された上で正式に出されたのは、・・・。

その前に、このポイントカード事業がきちんと執行されるのかということにつきましては、何度も申し上げておりますが、総務産業常任委員会で既に説明しているとおり、内容の取り下げですね、変更の申出が出されております。それにつきましては、出されたのは9月15日でございます。この後に、16日から第3回の定例会があったとか、その後シルバーウィークの5連休があったとか、様々な要因はございます、その後のことですね。その内容については、町のほうでも内容を確認し、内閣府のほうとも最終的な、いわゆる1,540万円の執行について認めていただけるか、という確認と手続きも当然必要でございます。そういった状況があった中で、町としても、これは致し方ないということで、町長、副町長を交えた協議をさせていただいた上で、それでその後に、それと並行して議会事務局のほうにも、議会の皆さんに説明する機会を作っていただきたいというお願いも、その前からしておりましたので、そのタイミングの中で総務産業常任委員会の説明が10月14日にあったということでございます。その辺はご理解いただきたいと思います。

我々としても、この事業については導入は前提で進むべきだということはずっと思っております。ところが、その話し合いが進むにつれて、そうではないということで、

組織の決定が変更になったということで申出があったということでございますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 すみません、最後って言ったんですけども。9月15日に正式につて、今、答弁されましたよ。私は、そうは思っていないんですよ。正式にはそうかもしれないんですよ。そういうもんですかね。課長なり係長なり、補佐なり、いると思うんですよ。さっき聞いたら担当職員とのコンセンサスとかがあったと思うんですよ。9月15日がたまたま向こうの正式決定としての手段であって、もっと前にこれだけの事業について、担当課として9月15日まで、課長、私は知りませんでしたと、こういうふうに聞こえるんですが。そういうことではないですよ。そういう姿勢が私は、おかしいのではないかとっているんですよ。もっと町民のほうに足を向けるとか、あっても良いんじゃないですか。

私はね、さっきから課長が言っているから僕も口を開けるけれど、事業が駄目になったとか、良いとか、そのことについては僕はあれしているわけではないんですよ。少なくとも町のため、商店会の皆さん、商工会の皆さんのために、町のためになることであれば、出した答えが、それが変わろうが目的を逸脱しないようにしっかり、同じだと思いうんです、考えは。そのくらいの腹を持ってやるべきだと私は思います。新規事業についても、色々なことについて。そういう姿勢というものが、私は全然感じないんですよ。ただただ、こういうことだからこうしてくれ、そういうふうにしか見えませんよ。もっとですね、下の者だっていると思うんですよ、その人たちだって苦労していると思うんですよ。そういうところが、僕は感じられないんですよ。議員に対してもそうですよ。如何ですか。

●委員長（大野委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） もう少し、説明する機会をいただいたものと思いますので、説明をさせていただきます。

このポイントカード導入についての断念というのは、断念せざるを得ないという雰囲気というか、そういう形になり始めたのは、もっと前とお聞きしております。ただ、これを取り下げてしまうと1,540万円、国からいただくお金がすっぱりいただけなくなる。せっかくの商店街の活性化のために活かすことが出来なくなってしまうということで、内容の振り替えというのを、相当時間を掛けて議論をしてきたと聞いています。ですから、ここまで時間がかかってしまったということでございます。

その間、事務レベルでは、どういう内容で国の交付金を受けたまま変更出来るのかというのは、相談は受けています。受けていますが、その内容というのはまだ固まった内容ではない、こうだ、ああだと紆余曲折があった中で、最終的にこういう形になったということでございますので、突然、この9月14日に出てきたわけではなくて、その間、組織として、あやめスタンプ会、それと湖北商業連合会それと商店会、この三者の形で

何度も集まったと聞いています。やるべきだという意見もあったと聞いています。でも、やるといういろいろ隘路が出てきて、組織としてまとまらないということが、最終的に一番の要因として、変えさせていただきたいという話になったということでございますので、こういった内容でもって商店街の活性化、今回の交付金を有効に活用させていただきたいという、切なる要望というふうに受け止めさせていただいているところでございます。よろしくご理解いただきたいと思います。あまり長くなってしまいますので、これで答弁を終えさせていただきます。

(「やめます。」の声あり)

●委員長（大野委員） この項で、他にございますか。

(なし)

●委員長（大野委員） なければ進みます。

2 項 徴税費。

(なし)

●委員長（大野委員） 3 項 戸籍住民登録費。

(なし)

●委員長（大野委員） 4 項 選挙費。

(なし)

●委員長（大野委員） 5 項 統計調査費。

(なし)

●委員長（大野委員） 6 項 監査委員費。

(なし)

●委員長（大野委員） 95ページ、3 款 民生費、1 項 社会福祉費、123ページまでです。

(なし)

●委員長（大野委員） 2 項 児童福祉費、141ページまでです。

（なし）

●委員長（大野委員） 141ページ、4 款 衛生費。

（なし）

●委員長（大野委員） 1 項 保健衛生費、151ページまでです。

（なし）

●委員長（大野委員） 2 項 環境政策費、161ページまでです。

（なし）

●委員長（大野委員） 161ページ、5 款 農林水産業費。

（なし）

●委員長（大野委員） 1 項 農業費、185ページまでです。

（なし）

●委員長（大野委員） 2 項 林業費。

3 番、堀委員。

●堀委員 ここで、私の要求した資料について、質問をさせていただきます。

歳入の時の問題というのも縷々あったんですけども、それとは一線を画して聞きたいと思うんですけども、ここでまず確認したいのが、期首と期末それぞれ在庫個数というものがあるんですけども、概ね最大12万個位の在庫があるんですけども。これは出荷可能個数と考えていいのか、それとも熟成玉があって、例えば12万個の在庫に対して来月5万個出荷になるよ、その次、2ヶ月くらいの玉の生産までにかかってしまうから、12万個位が必要だというものの在庫となるのかどうなのか。そこら辺について、説明をしていただきたいと思います。

●委員長（大野委員） 休憩します。

午後 2 時48分休憩

午後 2 時50分再開

●委員長（大野委員） 再開します。

産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） 申し訳ございませんでした。期首の在庫でございますけれども、これは種菌をして培養に入った段階の玉ということになります。ですから、ものによっては培養期間、大体2ヶ月みますけれども、この2ヶ月に、そのまま12万96がそのまま出せるかというとはそうではなくて、中には培養期間を過ぎて出せる玉もあれば、まだ2ヶ月の培養中のものもあるということでございます。

●委員長（大野委員） 3番、堀委員。

●堀委員 多分、そうなんだろうと。あまりにも在庫数として多いからそうじゃないかと。

そうすると、厳密な在庫と言わないで、出荷前のものも入っているんだという理解のもとで質問させていただきます。

それにしても、期首で12万個、期末で12万8,000個ということで、在庫数があまりにも多いんじゃないかと。例えば期首12万96個の在庫に対して4月が3万8,000、5月が5万1,000と、合わせても約9万個ですよ。2万・3万というものがどうしても多いんじゃないかと。ここは、もっと厳密な生産工程を組んだ中で、もっとシビアな生産というものが出来ないのか。常にこの12万個というものが、春先の期首において確保されている。秋口になると、減っているものなんでしょうけれども。それにしても出荷数に対しての在庫数の割合が多いんじゃないかと。これだけの在庫を抱えなければならない理由としては、熟成まで2ヶ月・3ヶ月かかるというのは分かるんですけども、それにしても多いと。ここはもっとシビアに生産管理をすべきだと思うんですけども、これについては如何なんでしょうか。

●委員長（大野委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） 今、質問委員が言われた様に、種菌をして、培養にかかって2ヶ月、大体2ヶ月くらい培養させて生産者のもとに渡します。そうすると4月、ここでいくと、26年度でいくと、出荷で3万8,000、5月で5万1,400と。ですから3月末で少なくとも4月・5月の玉というのは、この3月末でないといけないということです。

それと、見て分かるとおりの^{すたれ}、廃れというものも出てきます。この頃は廃れ個数もそれほど多くはなかったんですけども、過去には相当数、自動接種機を入れる前は、菌がどういう菌になるか分からなかったんですけども、多くの廃れ玉を出してしまいました。そういったリスクを考えると、それらを考慮しながら多めの対応が必要となってくるといことで、このような数になっているということでございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

●委員長（大野委員） 3番、堀委員。

●堀委員　ですからそれは分かるから、そうは言っても、もっと切り詰めることは可能じゃないかということを行っているんですよ。最大でも、この7月・8月の12万6,000個というものが2ヶ月込みの中で、一番最大とみられるのかなと思うんですけども。このときに、要は12万6,000個に対して13万個くらいあれば、この12万9,000個というものが6月の期首であるので、在庫であるので良いんですけども。ここではこれで良いんですけども、ただ、もっと他の時期は、もっともっと切り詰めた生産と、もっともっと切り詰めた在庫管理というものが出来るんじゃないですかということを行っている。これによって、もっともっと無駄な経費というものを削減することが出来るんじゃないですかと、私は聞いているんですよ。

ここら辺、あくまでも全体を通して、あまりにも余分な在庫というものを持ち過ぎるのではないかというふうに思うので、ここはやはり生産費の玉代というのも先程の資料の中にあるんですけども、いずれにしても、もっと経営努力というものが必要になってくるのではないか、切り詰めたものが必要になってくるんじゃないかと思うんですよ。そういうコスト意識というのは、もっと持ち得ることは出来ないんでしょうか。

●委員長（大野委員）　産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長）　この資料でいきますと、期首12万96個、期末12万8,196個、年間で8,100個くらい増になっています。ですからこの表だけを見ると、26年度で生産販売をして、必要であった玉よりも8,100個程度余分に製造をしていたということになるかと思います。ただですね、これには先程の議論の歳入の中で色々ありましたけれども、あそここのところというのは多い菌床の購入だったんです。それがあある一定の時期で、ストップをかけたりしております。それを考慮すると、1年間、期首と期末の玉の在庫数というのは、ほとんど変わらないと。あるいはそれを考慮すると少なくなるくらい。ですから余剰な生産はしていないということが、この表の中で分かるかと思います。

生産者のほうも計画を出すにあたっては、2ヶ月程度加味した中で、その先に出荷予定日を示して申込みをされるわけでございますけれども、場合によっては、その生産工程の中で当初の計画よりも早く購入したい、という希望もある時もあるかと思うので、そういったものも加味しながら、今までのこういったサイクルで製造しているという状況でございます。

ただ、質問委員の言わんとしていることは、こういった経費を削減することによって菌床センターの収支も良くなるだろうし、しいては生産者に対する菌床代金の軽減に向けた方向に持って行けないか、ということもあろうかと思います。そういった経費全体の見直しにつきましては、過去の議会の中で、暖房費を含めて色々な提案もされておりますので、また、生産者の方からも1円でも安い菌床の玉の提供という話もきておりますので、そういった方向に向けて努力は続けていきたいと思っております。

●委員長（大野委員）　3番、堀委員。

●堀委員 理解はされていると思いますので、あまり言いたくないんですけども。ただ、期首12万個の在庫に対して、4月3万8,000個、5月5万1,000個で、約9万個。2万5,000個位の余分なものを持っている、保管しておくだけでも経費というのはかかるんですよ。それは、どの月でも言えるんですよ。常に1万個・2万個多い状態の中で余分な経費というものが、場所もとりますし、当然暖房費というものも数が多くなればかかる。もっとシビアにやってほしいと言っているんですよ。そこをもっと努力した中で、成果として上げていってもらう様にしていただけなければならないと私は思っています。これについては、もっとコスト意識を持った中で厳格なコスト管理というものをしたいと思います。

廃れ個数というものがここに表示されています。全体の製造個数に対して1パーセント位ですから、これについては大変優秀なんだろうと、生き物を作る段階において1パーセント位の廃れで済むというのは、大変苦勞されているんだと私は評価します。時期的には11月が多いというのは、そういった時期時期の季節要因というのを、今まで10何年間もやられているといった中で、沢山のノウハウを培っている施設でもありますから、そういった中では、この廃れというものを出来るだけ少なくするというのもですね、今後の経営の改善にも繋がっていくと思うので、そこら辺の研究成果というものも積み上げていった中で、より良い経営が出来る様にしていっていただきたいと思うんですが、如何でしょうか。

●委員長（大野委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） ご質問委員言われたとおり、廃れも月によって虫であるとか色々な問題が発生する季節、湿度、気温等々ありますけれども、どうしても夏場から多く発生してくるということで、そういった部分の、これは結果ですけども、そういったリスクも考慮しながら生産をしてきているという実態です。

ただ、所長のほうに聞くと、もう少し切り詰めているというか、今年の場合は先ほど言った出荷停止とか色々な部分があったがために、当初の計画どおり出荷もされないというの中にはあるんです。ご質問者の言わんとしていることも十分理解出来ます。また、そうして行かなければならないというふうに町も思っております。そういった部分では、27年度も途中、もう半分過ぎましたけれども、そういった方向に向けてこれからも取り組んでいきたいと思っております。

（「わかりました。」の声あり）

●委員長（大野委員） 他ございませんか。

（なし）

●委員長（大野委員） なければ休憩に入りたいと思います。再開は3時40分から。

午後 3 時01分休憩

午後 3 時40分再開

- 委員長（大野委員） 再開します。
2 項 林業費で、その他ございますか。

（なし）

- 委員長（大野委員） なければ進みます。
3 項 水産業費、207ページまでです。

（なし）

- 委員長（大野委員） 207ページ、6 款・1 項 商工費。223ページまでです。

（なし）

- 委員長（大野委員） 225ページ、7 款 土木費、1 項 土木管理費。

（なし）

- 委員長（大野委員） 2 項 道路橋梁費、239ページまでです。

（なし）

- 委員長（大野委員） 3 項 河川費、247ページまでです。

（なし）

- 委員長（大野委員） 4 項 都市計画費。

（なし）

- 委員長（大野委員） 5 項 公園費。

（なし）

- 委員長（大野委員） 6 項 住宅費。
3 番、堀委員。

●堀委員 251ページの住宅管理費のところでお聞きしまけれども、昨年は歳入の時に説明があったんですけれども、平成26年は9月が最初の募集で、その理由としては4月に建築作業員の方が辞められて、人材の確保に時間がかかってしまったという説明だったんですけれども。ただ、外注がそれでは出来ない状況だったのかということになると思うんですよ。外注をして早期に募集をかけられるだけの修繕を行って、早期に入居者募集をかけることは可能だったと思うんですが、これが出来なかった理由は何があったんでしょうか。教えてください。

●委員長（大野委員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） 特に特別、外注は出来ないという理由は記憶しておりませんでした。退去後の点検後の修繕ということで多岐にわたる部分がありますので、現場の建築作業員の把握している中での調整ということで作業を進めているんですけれども、そういったことで、全般的にこの2ヶ月間で外注まで準備が出来なかったということでございます。

●委員長（大野委員） 3番、堀委員。

●堀委員 やはりですね、総体的に空き家戸数が少ない場合だとしょうがないんでしょうけれども、少なくとも定期的に、ある一定期間の中で定期的に募集が行われるようにしていかなければ、入居を希望する方にとっても予定が全然分からないといった中では、大変困ると思うんですよ。

建築作業員の確保というものがあっても、やはり外注などをした中で、早期のですね、公営住宅の初期の目的である安価な良質な住宅を国民に供給する、という大目標をしっかりと守っていくためにも、定期的な募集をかけられる様にしなければならないと思うんですけれども、どうでしょうか。

●委員長（大野委員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） 昨年、そういった期間を作ってしまったという反省の点から、その後は係の担当者が建築作業員に任せっぱなしにしない維持管理に努めて、今般も2回目の募集をするんですけれども、準備は出来ております。

例年どおり3回ということをしきりと位置づけた形で、今後管理に努めてまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

（「はい、わかりました。」の声あり）

●委員長（大野委員） その他ございますか。

5番、竹田委員。

●竹田委員 7款・6項・2目で良いんですよね。

●委員長（大野委員） はい。

●竹田委員 その中の事業名、きのこ生産者住宅に関して。昨年度の話で利用率が全体の10棟、今現在、何棟の利用があるのか。それから、支払い年数ですか、あと、年内数えて9年の残額の残り、今年を入れてあと9年の償還まで、平成35年までというふうに聞いていたんですけども。築何年経っていて、そろそろ、計画的には住んでいないところまで傷んできて、修繕に費用がかかる計画をしなければならない時期にきているように、見た目がなっている。その中で計画されているのかも含めて聞かせていただきたいと思います。

●委員長（大野委員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） 菌床きのこ生産者住宅ですけども、まず戸数ですけども、10棟ございます。そのうち現在、入居者が5世帯となっておりまして、それで、最初の償還は平成11年に始まっておりまして、平成35年度まで続くものとなっております。

近年では生産者のみならず、一般の住民の方でも入居出来る様に条例等の改正・整備をしておりますけれども、修繕については、今、空いているところに、今、新しくまた入りたいという申込みがある状況で、そういう状況を見るとやはり何らかの修繕、壁であるとか、そういうものが出てきております。入居している部分については、そういった大きな修繕等のトラブル、要望等はございませんけれども、使っていなかったもの、今、入居していただくという部分について、入居希望者と現地を見てみると何らかの修繕と言いますか、大規模ではありませんけれども、そういう様な状況は空き部屋に見られる状況にありました。

それから計画的な修繕でありますけれども、現在、入居者が都度対応をしていきたいと実は考えておりまして、前段の5戸をどう修繕していくかについては、現在のところ見込み等は持っていない状況であります。

●委員長（大野委員） 5番、竹田委員。

●竹田委員 そうしたら、厚岸町全体で見ている長寿命化計画、要するに5年毎の計画がありますよね、何年毎にはどうするかという。そういう計画の中には、このきのこの住宅は今のところ入っていないのかなのか。

●委員長（大野委員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） 厚岸町住宅等長寿命化計画がございます。その中で、きのこ住宅については平成39年に長寿命化の改善、具体的なものはまだありませんけれども、こ

の個別改善計画を作る時期ではということで、計画内に示しているところでございます。

●委員長（大野委員） 5 番、竹田委員。

●竹田委員 そうすると、償還が平成11年ということは、建った年月から数えて何年目でこの改修予定にあたるんですか。

●委員長（大野委員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） 建設年度は平成10年度で、この個別改善を作るという計画が平成39年ですので、29年目ということになるかと思います。

●委員長（大野委員） 5 番、竹田委員。

●竹田委員 そこがちょっと問題でね、29年間、部分的にはやるんだろうけれども、大きな改修工事に至る、木造ですよ。29年間、悪い言葉で言うと放置して29年後に手をつけるとなると、木造の耐用年数は約25年ですよ。25年経過すると一般的には、固定資産税も数十分の1に下がってしまうという時期なんですよ。それをさらに超えてから改修工事の目処をつけたいというふうになると、遅いのではないかと思うんですけれども、如何ですか。

●委員長（大野委員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） 私は、住宅に関しては素人なものですから、自分の家で、個人の所有というのを考えると、築14・5年経ちますと大体の方は、僕以外の方は壁を替えたり、屋根を張り替えたりする状況が見られます。それは、もちろん、長寿命化を図りたいという一心からでございますけれども。公共施設もそういった考えでやっていると良いんですけれども、何せ他の高層住宅も含めて、なかなか財政的にも将来計画を作る事が、今、難しいと担当として感じているところでございます。

●委員長（大野委員） 5 番、竹田委員。

●竹田委員 「長」というのが付いているんですよ。この「長」というのは、長くという意味ですよ。その長く延ばしたい寿命化をするための計画の位置付けということで。29年も、普通考えても一般の木造住宅で、きのこの住宅を見て、特別傷まない外装、特別傷まない鉄板を使っているとか、例えば屋根の部分については、一般的に0.35ミリの長尺のカラー鉄板を使うんですけれども、あそこは0.7から1ミリ近い鉄板を使っているので塗装も何もしなくても、真っ赤になってから塗装しても大丈夫なんです、という建て方をしているわけではないと思うんです。

そうすると、29年が妥当なんですかという話なんです。確かに、財政的にゆるくない

から29年経った時からやるんだとなっちゃうと、これ長寿命化という考え方から、まず位置付けから外れてしまう。それと、大きく軽減すると経年劣化も大きいです。そうすると、かける時の費用も非常に多くなる。北海道のやり方もファシリティマネジメントといって、通常、例えば今、大橋もそうですけれども、年次計画で毎年少しずつ長寿命化を狙って、ファシリティマネジメントという手法をとっています。これが本来の長寿命化の計画にあたると思うんです。

それから考えると今の計画は、ちょっとずれるのではないかなと思うんですけれども、自分の専門的な考えからしてもずれているなど。ちょっとどころではない、かなりずれる。そういうふうと思うんですけれども、もうちょっと早く計画をしないと、本当に29年も経つと、一切何もしないということではないんですよ。出て行った後に少しずつ直すんだというふうになっていますけれども。

大きく考えると、まず、屋根の部分。これを張り替えするとなると、100万単位でかかってしまうような形になってしまいます。破風とか軒天とか淀とかですね、そういった部分については、やはり大きな金額がかからないうちの塗装計画が必要だと思うので、もうちょっとその辺煮詰めて前倒しして計画していただきたいなと、心配事ではありますけれども、そういう計画を持った方がよろしいのではないかと思いますけれども、もう一度お願いします。

●委員長（大野委員） 建設課長。

- 建設課長（松見課長） 今、厚岸町でいう町営住宅の長寿命化計画においては、個別に考えますと奔渡団地ですね、奔渡団地が建設年度が早いということで、長寿命化への個別改善については早めの計画というふうになってございます。

次に白浜団地、こういった部分が出てまいります。そういう中で、さらに梅香団地という状況になってきまして、それらのことを総体的に考えると現状では計画の前倒しというのが、上尾幌だけではなく他の部分でも、今のご意見、例えば建設年度から、その改善計画をする年度を見ますと、いずれも20年以上経っている状況の中で長寿命化計画となっていますので、今後も修繕が必要な部分は早めに修繕をさせていただいて、この計画の見直しについては今一度、ちょっと本日は、どの部分で見直しをするというのはお答えできませんけれども、この計画は長い計画で、35年までの計画になっておりますので、そういったご意見も参考にさせていただきながら、予算要求ですとか、そういったことを意識して取り組んでまいりたいと思います。

●委員長（大野委員） 5番、竹田委員。

- 竹田委員 課長、自分の家我慢しているから、町の住宅関係も我慢したほうが良いんだというふうに聞こえたんだけど、そういうことではないですよ。今のことについては、もう少し短い単位で修繕していくようにお願いしたいと思います。

それともう一つ、最近台風並みの低気圧、台風を越す状況の低気圧というのが非常に多くなってきて、とにかく何か雨が降れば気違いのように雨が降る、風が吹けば気違い

のような感じで吹いてしまう。言葉は適切でないかもしれないけれども、本当に凄い。こういった部分で厚岸町内の住宅を含めて、そういった暴風雨関係の天気よっての災害に対しての保険というのは、きちっと掛けられているのかどうなのか。ちょっと古い保険であれば、災害という部分については、適用範囲になっていない保険があるといった部分もあります。そういった部分も保険関係の見直しをちゃんとしているのかどうなのか。災害に対しての保険制度が、町内の建物全てが適用になっているのかどうなのか、その辺の調査というのはどういうふうになっていますか。

●委員長（大野委員）　ちょっとその前に。休憩します。

午後 3 時58分休憩

午後 3 時59分再開

●委員長（大野委員）　再開します。
建設課長。

●建設課長（松見課長）　短めの早い着手をとということでございます。その様な思いを抱きながら予算編成、予算要求について考えてまいりたいと思います。

それから、保険でありますけれども、これまでも台風等で窓ガラスが割れたり、そういった状況で保険請求をして対象となり保険金を受給しているということで、町営住宅は全て対象となる損害保険に加入しているということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

（「わかりました。」の声あり）

●委員長（大野委員）　他、6 項住宅費、ございませんか。

（なし）

●委員長（大野委員）　進みます。255ページ、8 款・1 項　消防費。263ページまでです。

（なし）

●委員長（大野委員）　9 款　教育費、1 項　教育総務費。273ページまでです。

（なし）

●委員長（大野委員）　2 項　小学校費、281ページまでです。

(なし)

- 委員長（大野委員） 3 項 中学校費、287ページまでです。ございませんか。

(なし)

- 委員長（大野委員） 4 項 幼稚園費。

(なし)

- 委員長（大野委員） 5 項 社会教育費、305ページまでです。
4 番、石澤委員。

- 石澤委員 博物館運営費のところでお聞きしたいんですけども。297ページ、海事記念館、郷土館、太田屯田開拓記念館があるんですが、これの来館者数や有効利用の問題なんですけれども。そこに置かれている色んなものがありますよね、展示物とか。そういうものの保存というのは、どういうふうにやられているんですか。

- 委員長（大野委員） 休憩します。

午後 4 時02分休憩

午後 4 時03分再開

- 委員長（大野委員） 再開します。
生涯学習課長。

- 生涯学習課長（桂川課長） 3 館の利用者数ですが、海事記念館におきましては、有料無料合わせまして、若干629人の減となっております。大体26年度では2,856名の方が入館されている状況です。郷土館につきましては、26年度では780名で、前年度より72名の減となっております。太田屯田開拓記念館につきましては、26年度では905名の入館がありまして、前年度より45名増えている状況であります。

有効利用につきましては、各学校の授業で利用していただいたり、ネイパルの事業でも利用していただいております。

保存状況ですが、史料としてももちろん展示しておりますけれども、その他に展示出来ないものについては、太田の郷土史料収蔵庫と太田屯田の収蔵庫、こちらのほうに保存している状況でございます。

- 委員長（大野委員） 4 番、石澤委員。

●石澤委員 この厚岸ならではの色々な史料とかがありますよね。そういうので、来館者数ということなんですけれども。色々なところの地域に行きますと、ボランティアというのではないんでしょうけれども、そこで全て色々な歴史を踏まえた方達がボランティア風にして付いて、例えば、太田屯田なら太田屯田の歴史をきちっと語ってくれるとか、そういう様な人たちが、結構色々なところにあるんですけど、厚岸の場合にはそういう方達の説明とかそういうような部分というのは、それぞれの海事記念館、郷土館、太田屯田とかで、そういう人を育てていって、その人達が説明してくれるとかという形にはなっているんでしょうか。

●委員長（大野委員） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（桂川課長） 我々としては、そういうボランティアを養成して行いたいんですけれども、なかなかそういう方がいらっしゃるという中では、それぞれの館に臨時の方を受付に置いております。その方々にある程度説明が出来る様にということで、チラシとかを置いて、あるいは説明をして、館内に来た人に説明を求められた時は、出来る限りの説明をしていただく。もし、出来なければ学芸員を呼んでいただくと、そういう方向で今、進めております。

●委員長（大野委員） 4番、石澤委員。

●石澤委員 今まで説明が出来なくて、学芸員が出張して行ったというのもあるんでしょうか、それぞれの館で。その方達だけで済んでいたんでなくて、やっぱり学芸員が行ったというのはあるんですか。

●委員長（大野委員） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（桂川課長） そういうことも多々あります。ただ、太田の記念館につきましては、それに来ていただける臨時の方が太田の方で、随分詳しい方がいらっしゃいます。その方の時には、その方がきちっとお話をしていただくというケースも結構あります。

●委員長（大野委員） 4番、石澤委員。

●石澤委員 地域の歴史を伝えていくために、やっぱりその地域でそういうのを伝えることの出来る人がいれば、その人に対して色々な意味でお願いをするとか、それからボランティアの事業とかをこれからも進めていってほしいなと思うんですけれども、その辺はどうですか。

●委員長（大野委員） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（桂川課長） 一応、うちのほうでは「ふるさと友の会」とか色んな会が
ございますので、そういうところとも相談しながら、今後も検討してまいりたいと思
います。

●委員長（大野委員） その他、5項、ございますか。

（なし）

●委員長（大野委員） なければ進みます。6項 保健体育費、313ページまでです。

（なし）

●委員長（大野委員） 10款 災害復旧費、3項 公共土木施設災害復旧費。

（なし）

●委員長（大野委員） 5項 その他公共施設災害復旧費。

（なし）

●委員長（大野委員） 315ページ、11款・1項 公債費。

（なし）

●委員長（大野委員） 317ページ、12款・1項 給与費。

（なし）

●委員長（大野委員） 13款・1項 予備費、ございませんか。

（なし）

●委員長（大野委員） なければ、以上で歳出を終わります。

●委員長（大野委員） 次に、321ページ、実質収支に関する調書です。ございませんか。

（なし）

●委員長（大野委員） なければ、322ページから330ページまでは、財産に関する調書で
す。ございませんか。

(なし)

- 委員長（大野委員） 総体的にございませんか。

(なし)

- 委員長（大野委員） なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。

討論を省略し、本決算書は本案のとおり認定すべきものと決するに、ご異議ございませんか。

(「異議あり。」の声あり)

- 委員長（大野委員） 異議ありです。討論はありますか。

(「一言、言わせてください。」の声あり)

- 委員長（大野委員） 討論がありますので、これより討論を行います。
はじめに、本案に反対者の発言を許します。
4番、石澤委員。

- 石澤委員 今回の一般会計については、あまり問題はないと思ったんですが、しかし、このきのこ菌床の問題については、どう考えても納得がいかないので、反対したいと思います。以上です。

- 委員長（大野委員） 次に、本案に賛成者の発言を許します。ございませんか。

(なし)

- 委員長（大野委員） 他に、討論ございますか。

(なし)

- 委員長（大野委員） なければ、以上で討論を終わります。

- 委員長（大野委員） これより、起立により採決を行います。
お諮りいたします。

本案のとおり認定すべきものと決するに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

●委員長（大野委員） よろしいです。着席ください。

●委員長（大野委員） 出席委員10人、そのうち起立者数8人、起立多数であります。
よって、本案は認定すべきものと決定しました。

(「委員長、議事進行。」の声あり)

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 今回、認定第1号は認定されたわけでございますけれども、私は今回の、この認定第1号ににつきましては、付帯決議案を提出したいと思いますのでよろしくお願いをいたします。

●委員長（大野委員） 休憩します。

午後4時12分休憩

(南谷委員、付帯決議案を委員長に提出)

午後4時20分再開

●委員長（大野委員） 再開します。

●委員長（大野委員） ただ今、認定されました「認定第1号 平成26年度厚岸町一般会計歳入歳出決算の認定について」、南谷委員ほか2名から付帯決議案が提出されました。
これを直ちに議題といたします。
提出者であります南谷委員に、提案理由の説明を求めます。
8番、南谷委員。

●南谷委員 今回の付帯決議の目的は「認定第1号 平成26年度厚岸町一般会計歳入歳出決算認定」に対する議会の考え方を広く明らかにすることであります。

決算の認定は町長の予算執行の政治責任を解除することを意味しますが、今回の決算認定においては、付帯決議なしの認定とすれば、議会は明らかに規則に適合していない部分もあると認められる決算の認定についての説明責任を放棄したことになり、議会の存在意義そのものを議会自身が否定することとなってしまいます。

また、このような付帯決議までする必要がなく討論で問題を指摘すればというご意見もあろうかと思いますが、討論はあくまでも議員個人の意見であって、議会としての意見ではありません。よって機関意思として事実上の議会の意思を証明することが議会に

課せられた、私は責務だと考えます。今回の決算認定の取扱いにつきましては、町民から信頼される議会かどうか問われているといっても過言ではございません。

以上、議員各位の賢明なご判断をお願いいたしまして、付帯決議の提案説明といたします。よろしくお願いいたします。

●委員長（大野委員） これより質疑を行います。ございませんか。

（なし）

●委員長（大野委員） なければ、質疑を終わります。

お諮りをいたします。

討論を省略し、「認定第1号 平成26年度厚岸町一般会計歳入歳出決算の認定」に対し、本付帯決議を付すことにご異議ございませんか。

（異議なし）

●委員長（大野委員） ご異議なしと認めます。

よって、「認定第1号 平成26年度 厚岸町一般会計歳入歳出決算の認定」に対し、お手元に配付の付帯決議を付することに決しました。

（「ちょっと休憩してください。」の声あり）

●委員長（大野委員） 休憩します。

午後4時24分休憩

午後4時29分再開

●委員長（大野委員） 再開します。

それでは、認定第2号からは款で審査いたします。

「認定第2号 平成26年度厚岸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

●委員長（大野委員） 336ページ、事項別明細書の歳入から進めてまいります。

1 款 国民健康保険税。

（なし）

●委員長（大野委員） 3 款 分担金及び負担金。

(なし)

●委員長（大野委員） 4 款 国庫支出金。

(なし)

●委員長（大野委員） 5 款 療養給付費等交付金。

(なし)

●委員長（大野委員） 6 款 前期高齢者交付金。

(なし)

●委員長（大野委員） 7 款 道支出金。

(なし)

●委員長（大野委員） 9 款 共同事業交付金。

(なし)

●委員長（大野委員） 10 款 繰入金。

8 番、南谷委員。

●南谷委員 10 款 繰入金、一般会計繰入金。この金額が1億9,441万2,859円、ここでお尋ねをさせていただきます。

委員長、繰入金ですから、その原因、要素、他の款も入るので、ここを1回で終わらせたいのでよろしく願いいたします。

●委員長（大野委員） はい。

●南谷委員 1億9,400万でございますが、昨年度と比較をして質問をさせていただきます。1億9400万、この分は町が負担をする分、義務的経費と保険の事業分、まずこの二つを分けたらどういうふうになりますか。

●委員長（大野委員） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） 一般会計繰入金の内、繰入基準にかかるもの、それから繰出基準外によるものの二つに分けることが出来るわけですが、ご質問者の言われます義務的

分は操出基準によるものということで、説明をさせていただきたいと思います。

操出基準にかかります部分につきましては、26年度決算におきましては、1億776万1,086円。それからご質問者言われました操出基準外の内、保険事業にかかる部分、内容といたしましては、インフルエンザの予防接種、それから肺炎球菌ワクチンの予防接種になるわけですが、これが103万2,238円になってございます。残りにつきましては、8,561万9,535円になるわけですが、この部分につきましては保険給付に充てる財源が不足したことに伴いまして、先の第1回定例会の26年度の補正予算におきまして、一部補正をさせていただきましたが、保険給付に充てる財源不足分として一般会計より支援をいただく部分ということでございます。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 8,561万9,535円、この金額が昨年度はなかった。ゼロなんですね、ここがね。残念ながら今年は8,500万、そしてただ今、課長からの説明がありました、3月の補正3,425万補正計上されました。

その時に私、聞いたんですよ。今年度の収支の状況はどうですか。およそ8,500万位という、今回この3,400万、3月の補正を一般会計の繰入れを含めてですね、8,500万位の数字と、確かそういう説明があったと思うんですよ。そうしたら、今聞いたら、8,561万9,535円、ぴったりみたい。60万位実際には増えたのかなと、どんぴしゃだなと。普通であれば3月の時にある程度試算をしたら、私はですよ、8,500万の数字が、2,000万位は療養給付費を多めに見ているから、1,000万は下がるのではないのかなと、この8,500万が7,000万台位になるのかなと期待をしたんですけれども、これではぎりぎりだなという実感を覚えております。数字的には非常に際どい数字だったなというふうに理解をしているんですが。

それからですね、昨年と比較しまして、昨年度は収入不足の繰入れというものがゼロでございました、実際にね。ところが今年は、8,500万の実質一般会計の負担、持ち出しだと。近年、国保会計は一般会計からの義務的経費以外の収入不足、差額分というのは、あまり大きな数字ではなかったというふうに記憶しているんです。そういう意味では、今後の見通しというのは、やはり国保会計、非常に不安定な要素を含んできたなど、かように感じておりますけれども。

まず、今年度の事業、8,561万9,000円の収入不足を発生させていると、この大きな要因、歳入と歳出を分けてですね、この二点についてどういう関係になっているのかバランスをお聞きしたいと思います。

●委員長（大野委員） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） まず8,500万、前町民課長ですが、収入不足分の見込みとしまして、概ね8,500万程度が生じる見込みである、というふうに申し上げさせていただいているかと思います。これにつきましては、事務レベルで医療費の動向等の推計をたてまして、ある程度、ご質問者言われる様に前後1,000万ないし2,000万程度は動くという、

幅を持った数字で申し上げさせていただいた部分でございます。

収入不足分が生じた理由につきましては、まず、平成26年度の歳入面につきましては、保険税ですが、前年度1,400万円程度下回る結果となりまして、保険給付に充てる財源が大変厳しい状況となっております。しかしながら、今回の収入不足分が生じた大きな要因といたしましては、前期高齢者交付金、要は前期高齢者交付金と言いますのは、65歳から74歳の被保険者の医療費に充てる保険者間の財源調整の部分でございますが、この部分の給付の方法につきましては、当該年度分の概算交付分プラス前々年度の精算行為が含まれ、その年度の交付が決まる形になります。

この中で、前期高齢者交付金26年度につきましては、当該年度分もかなり減らされてきてはおりますが、何よりも大きな要因となりましたのが、前々年度の精算分、26年度の精算ですから24年度の前期高齢者の医療に対する精算になりますが、この部分、24年度に交付された概算部分が結構過大に交付されておりまして、平成26年度において、7,600万ほど減額されてきております。これが歳入面での一番大きな要因になるかと思えます。

また、歳出面につきましては、医療費の動向になるわけですが、11月診療分までにつきましては、前年よりもやや少ない保険給付の推移でございましたが、12月診療分以降につきましては、前年度を大きく上回りまして、結果として、26年度の保険給付としては約1,000万程度前年を上回った状況にあります。このため、歳入歳出を合わせますと約8,600万の財源不足が生じたものでございます。この財源不足につきましては、先ほど説明させていただきました一般会計からの繰入金、26年度約1億9,400万の内、8,600万を保険給付に充てる財源不足分として、一般会計からご支援をいただいたという内容でございます。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 要因については、分かりました。前年と比較して、過去の、過年度の概算していたものが、本年度にしわ寄せがきた部分大きいというふうに理解をさせていただきましたし、医療費の関係も年度末でかなり予想はしていたけれども、ぎりぎりまでいってしまったと。結果として8,600万の数字になった。

そうしますと、今後もししっかりと国保会計、今までとはちょっと違った目線で注視していかなければならないと思いますし、担当課としてもこの国保会計、どうしようもない部分もあると思うんです、国がらみの問題もあるし、町としても国保会計の安定した運用をするためにも、議員のほうにもしっかりと情報提供をしていただきたいと思いますと思いますが、如何でしょうか。

●委員長（大野委員） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） 大変申し訳ありません。見通しの部分、答弁漏れがございましたので説明をさせていただきたいと思います。

27年度の見通しにつきましては、現在まだ、保険給付部分というのが、我々の方に届

いているのが半年にも満たない状況でございます。それと国等の負担金、調整交付金、これについても、まだ仮の申請でありまして、これから詳細の交付される係数ですとか、そういう部分が決められてきます。

これについては、概算でも1月以降でなければはっきりした部分というのは分からない部分がありますが、今段階で申し上げられるのは、今年度においても前期高齢者交付金の前年度の精算額、25年度分の精算額になりますが、この部分が今年度についても大きく見られるという部分がございますので、収支的にはかなり今年度についても厳しい状況になるのかなと考えております。

ただ、調整交付金と一部国で延ばすという、まだ確定情報ではございませんが、そういう部分もございますので、その辺の推移を見間違えない様に注意していきたいと思っております。

(「はい、いいです。」の声あり)

●委員長（大野委員） 他、ございませんか。

(なし)

●委員長（大野委員） なければ進みます。11款 繰越金

(なし)

●委員長（大野委員） 12款 諸収入、ございませんか。

(なし)

●委員長（大野委員） なければ、以上で歳入を終わります。

●委員長（大野委員） 次に、344ページ、歳出に入ります。

1 款 総務費。

(なし)

●委員長（大野委員） 2 款 保険給付費。

(なし)

●委員長（大野委員） 3 款 後期高齢者支援金等。

(なし)

●委員長（大野委員） 4款 前期高齢者納付金等。

（なし）

●委員長（大野委員） 5款 老人保健拠出金。

（なし）

●委員長（大野委員） 6款 介護納付金。

（なし）

●委員長（大野委員） 7款 共同事業拠出金。

（なし）

●委員長（大野委員） 8款 保健事業費、ございませんか。

（なし）

●委員長（大野委員） 9款 諸支出金。

（なし）

●委員長（大野委員） 11款 予備費、ございませんか。

（なし）

●委員長（大野委員） なければ、以上で歳出を終わります。

●委員長（大野委員） 364ページ、実質収支に関する調書です。

（なし）

●委員長（大野委員） 総体的にございませんか。

（なし）

●委員長（大野委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本決算書は本案のとおり認定すべきものと決するに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

- 委員長（大野委員） 異議なしと認めます。

よって、「認定第2号 平成26年度厚岸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について」は、認定すべきものと決定いたしました。

- 委員長（大野委員） 次に、「認定第3号 平成26年度厚岸町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

- 委員長（大野委員） 369ページ、事項別明細書の歳入から進めてまいります。
2款 使用料及び手数料。

(なし)

- 委員長（大野委員） 3款 国庫支出金。

(なし)

- 委員長（大野委員） 4款 道支出金。

(なし)

- 委員長（大野委員） 5款 繰入金。

(なし)

- 委員長（大野委員） 6款 繰越金。

(なし)

- 委員長（大野委員） 7款 諸収入。

(なし)

- 委員長（大野委員） 8款 町債、ございませんか。

(なし)

●委員長（大野委員） なければ、以上で歳入を終わります。

●委員長（大野委員） 次に、373ページ、歳出に入ります。

1 款 総務費。

(なし)

●委員長（大野委員） 2 款 水道費。

(なし)

●委員長（大野委員） 3 款 災害復旧費。

(なし)

●委員長（大野委員） 4 款 公債費。

(なし)

●委員長（大野委員） 5 款 予備費、ございませんか。

(なし)

●委員長（大野委員） なければ、以上で歳出を終わります。

●委員長（大野委員） 381ページ、実質収支に関する調書です。ございませんか。

(なし)

●委員長（大野委員） 総体的にございませんか。

(なし)

●委員長（大野委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本決算書は本案のとおり認定すべきものと決するに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

- 委員長（大野委員） 異議なしと認めます。

よって、「認定第3号 平成26年度厚岸町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について」は、認定すべきものと決定いたしました。

- 委員長（大野委員） 次に、「認定第4号 平成26年度厚岸町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

- 委員長（大野委員） 386ページ、事項別明細書の歳入から進めてまいります。

1 款 分担金及び負担金。

(なし)

- 委員長（大野委員） 2 款 使用料及び手数料。

(なし)

- 委員長（大野委員） 3 款 国庫支出金。

(なし)

- 委員長（大野委員） 5 款 繰入金。

(なし)

- 委員長（大野委員） 6 款 諸収入。

(なし)

- 委員長（大野委員） 7 款 町債、ございませんか。

(なし)

- 委員長（大野委員） なければ、以上で歳入を終わります。

- 委員長（大野委員） 次に、390ページ、歳出に入ります。

1 款 下水道費。

(なし)

●委員長（大野委員） 3 款 公債費。

（なし）

●委員長（大野委員） 4 款 予備費、ございませんか。

（なし）

●委員長（大野委員） なければ、以上で歳出を終わります。

●委員長（大野委員） 400ページ、実質収支に関する調書です。

（なし）

●委員長（大野委員） 総体的にございませんか。

（なし）

●委員長（大野委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本決算書は本案のとおり認定すべきものと決するに、ご異議ございませんか。

（異議なし）

●委員長（大野委員） 異議なしと認めます。

よって、「認定第4号 平成26年度厚岸町下水道事業特別会計歳入歳出決算について」は、認定すべきものと決定いたしました。

●委員長（大野委員） 次に、「認定第5号 平成26年度厚岸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

●委員長（大野委員） 405ページ、事項別明細書の歳入から進めてまいります。

1 款 保険料。

（なし）

●委員長（大野委員） 2 款 サービス収入。

(なし)

●委員長（大野委員） 3 款 分担金及び負担金。

(なし)

●委員長（大野委員） 4 款 国庫支出金。

(なし)

●委員長（大野委員） 5 款 支払基金交付金。

(なし)

●委員長（大野委員） 6 款 道支出金。

(なし)

●委員長（大野委員） 7 款 財産収入。

(なし)

●委員長（大野委員） 8 款 繰入金。

(なし)

●委員長（大野委員） 9 款 繰越金。

(なし)

●委員長（大野委員） 10 款 諸収入、ございませんか。

(なし)

●委員長（大野委員） なければ、以上で歳入を終わります。

●委員長（大野委員） 次に、411ページ、歳出に入ります。

1 款 総務費。

(なし)

●委員長（大野委員） 2 款 保険給付費。

（なし）

●委員長（大野委員） 4 款 地域支援事業費。

（なし）

●委員長（大野委員） 5 款 介護給付費準備基金費。

（なし）

●委員長（大野委員） 7 款 諸支出金。

（なし）

●委員長（大野委員） 8 款 サービス事業費。

（なし）

●委員長（大野委員） 9 款 予備費、ございませんか。

（なし）

●委員長（大野委員） なければ、以上で歳出を終わります。

●委員長（大野委員） 431ページ、実質収支に関する調書です。

（なし）

●委員長（大野委員） 総体的にございませんか。

（なし）

●委員長（大野委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本決算書は本案のとおり認定すべきものと決するに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

- 委員長（大野委員） 異議なしと認めます。

よって、「認定第5号 平成26年度厚岸町介護保険特別会計歳入歳出決算について」は、認定すべきものと決定いたしました。

- 委員長（大野委員） 次に、「認定第6号 平成26年度厚岸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

- 委員長（大野委員） 436ページ、事項別明細書の歳入から進めてまいります。

1 款 後期高齢者医療保険料。

(なし)

- 委員長（大野委員） 3 款 繰入金。

(なし)

- 委員長（大野委員） 4 款 繰越金。

(なし)

- 委員長（大野委員） 5 款 諸収入、ございませんか。

(なし)

- 委員長（大野委員） なければ、以上で歳入を終わります。

- 委員長（大野委員） 次に、438ページ、歳出に入ります。

1 款 総務費。

(なし)

- 委員長（大野委員） 2 款 後期高齢者医療広域連合納付金。

(なし)

- 委員長（大野委員） 3 款 諸支出金。

(なし)

●委員長（大野委員） 4 款 予備費、ございませんか。

（なし）

●委員長（大野委員） なければ、以上で歳出を終わります。

●委員長（大野委員） 442ページ、実質収支に関する調書です。

（なし）

●委員長（大野委員） 総体的にございませんか。

（なし）

●委員長（大野委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本決算書は本案のとおり認定すべきものと決するに、ご異議ございませんか。

（異議なし）

●委員長（大野委員） 異議なしと認めます。

よって、「認定第 6 号 平成26年度厚岸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について」は、認定すべきものと決定いたしました。

●委員長（大野委員） 次に、「認定第 7 号 平成26年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

●委員長（大野委員） 447ページ、事項別明細書の歳入から進めてまいります。

1 款 サービス収入。

（なし）

●委員長（大野委員） 2 款 国庫支出金。

（なし）

●委員長（大野委員） 8 款 繰越金。

(なし)

- 委員長（大野委員） 9 款 諸収入、ございませんか。

(なし)

- 委員長（大野委員） なければ、以上で歳入を終わります。

- 委員長（大野委員） 次に、449ページ、歳出に入ります。
1 款 サービス事業費。

(なし)

- 委員長（大野委員） 2 款 予備費、ございませんか。

(なし)

- 委員長（大野委員） なければ、以上で歳出を終わります。

- 委員長（大野委員） 453ページ、実質収支に関する調書です。

(なし)

- 委員長（大野委員） 総体的にございませんか。

(なし)

- 委員長（大野委員） なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。

討論を省略し、本決算書は本案のとおり認定すべきものと決するに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

- 委員長（大野委員） 異議なしと認めます。

よって、「認定第7号 平成26年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算について」は、認定すべきものと決定いたしました。

- 委員長（大野委員） 次に、「認定第8号 平成26年度厚岸町水道事業会計決算の認定について」を議題といたします。

●委員長（大野委員） 決算書の10ページ、決算報告書、収益的収入及び支出から進めてまいります。

収入、1款 水道事業収益、ございませんか。

3番、堀委員。

●堀委員 1ページ、総括事項・業務状況の中で年間の配水量が126万4,773m³と書かれているんですけども。3段目ですね、有収率が71.5パーセントという様になっております。ということは3割の水を無駄に作ってしまったと思うんですけども、その理解でよろしいのかどうか。まず、お願いします。

●委員長（大野委員） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） 水を作って、全て出した水の中で、お金になった比率の割合が71.5ですから3割弱が、水道料金として回収できなかった分ということになります。

●委員長（大野委員） 3番、堀委員。

●堀委員 そこで、その後に機動的な漏水調査を行い、漏水の抑制に努めたとなっているんですけども、実際、漏水調査というのは確かにやられたのかもしれませんが、漏水を少なくするための手段、手筈というものは、きちんと講じられてきたのかどうかというものが、どうもこの中では見えてこないんですけども。

歳入なんで歳入に対しても言いたいと思うんですけども。ただ、やはり3割も無駄に作っている、有収率を少しでも改善をさせようというものが調査しかやっていないのでは、甚だ足りないのではないかなと思うんですよね。配水管の新設工事というものが、75ミリでやっている。でもこれは確か、糸魚沢かどこかだったかな。

ただ、それにしても、もっとメーター器の設置を細かく付けていくとか、そういう様な監視メーターの設置を細かくしていくとか、何か抜本的な対策をとらなければ、このまま有収率が改善するとは、私、全然思えないんですよね。ということは収入が改善していくとは全然思えない。そういうふう思うんですけども、これについては原課としてどの様に考えているんでしょうか。

●委員長（大野委員） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） まず、漏水調査の関係なんですけれども、有収率が悪くなるというのは、総体的に出た水に対して料金になった割合なので、例えば漏水水量、無収水量とも言うんですが、その水道を抑制または維持しても売れた水の量、有収水量が年々下がっていますから、漏水を下げたにしてもなかなかその有収水量、売れている水の水量が伸びないと有収率としては、計算上の率は上がらないという現状があります。

今現在、有収水量、売れている水の水量はどんどん下がっていますので、老朽化して

いる水道管、給水管も含めてなんですけれども、その漏水を抑制しようとしても、なかなか売れている水の量との比率では伸びていかないという現状は確かにあります。

それで、もちろん調査をしているだけではなくて、調査に基づいて修理はしているんですけれども、以前のように本管に大きな漏水がいたるところで見つかるという現象は、もう大分改善されまして、ほとんどが各戸給水の引込管、1箇所見つけても1時間あたり零点何トンという、そういうのが散らばって、ここにも書いてますけれども、なかなかそういう発見が難しいという現状にきています。以前は、一定の期間を定めて漏水調査会社と一定の期間で漏水調査をするということをやっていたんですが、それではとても漏水量の抑制には至らないということで、ここにも書いてますとおり、機動的に、一定水量増えたらすぐに調査に入ってもらおうという、まめに入ってもらおう、機動的な漏水調査と修理でなるべく年間の漏水量を抑えようという努力はしていますが、なかなか給水管も含めて、本管には大きな漏水はないものと判断していますが、特に給水管、メーター手前の引込管についての漏水がなかなか抑えきれない部分があって、こういう事態に至っている。

ですから、確かに本管を更新すれば、劇的に良くなるという様な状況ではなくて、給水管も含めた全体が更新されないとなかなか伸びていかないという、ちょっと悩ましい事態であることは確かであります。

●委員長（大野委員） 3番、堀委員。

●堀委員 そうした時に、ただ、そうすると今後も劇的な改善というものがなかなか図ることが難しいという状況だ、という今の答弁ですけれども。それじゃあ、経営的にどうなんですかということになると思うんですね。

今、水道企業会計では料金の見直しに取りかかろうとしている時に、この有収率についても何年か前までは78パーセントとか、80パーセントに届くんじゃないかと段々上がっていった時もありましたよね。それが逆にどんどん下がって、今や70%を切ってしまうんじゃないかと、そんな様な状況になっている中で、町民に対して今後の適切な料金負担を求めていくということが、企業会計として出来るんですか。これについては、どの様に考えればいいんでしょうか。

●委員長（大野委員） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） なかなか、漏水だけを修理する分、修理代が当然かかりますけれども、先ほど言った様に本管の漏水はもう、ほとんどとは言いませんけれども、そんなに大きなものはなくなって、散らばった小さな漏水の塊がこうなっていると。しかも売れている水の量、有収水量、お金になった水量が下がっていますから、例えば漏水を、普通にいくとどんどん給水管も古くなって、復元して量は増えてくるんですけれども、それを押さえ込んだにしても、計算上の比率はなかなか数字としては上がっていかないというのは、先ほど言った様に悩ましい事態ではあります。

ただ、うちくらいの規模、給水人口が1万弱の規模だと、やはり70%台の有収率とい

うのが統計を見ますと一般的で、なかなか皆さん苦勞されている、同じくらいの規模のところでは苦勞されているのかなと思うんですが、他のところに聞きますと、厚岸町はまだ漏水対策を色々、修理・調査を含めてやっているほうだと思うんですけども、料金見直しの関係についても、特に給水管については使用者・所有者の財産ですから、その方々の更新の協力だとか、そういうことも求めていると、水道事業体としての努力だけでは、ここは先ほど言った様に劇的に改善するような状況ではないと思っています。

ですから、こちらは出来る限り、予算の中にも個別漏水調査といって、給水管の漏水部分も調査については、事業体で持つということで進めていますけれども、色んな対策をとりながら、この後については努力を続けていくと。一時期、以前に有収水量が多かった時には、調査をしなかった時期もあるんですが、やはり調査・修理を繰り返して行かない限り、これ自体は抑えていくことが出来ない。有収率が伸びないという現状がありますから、なかなか難しいところです。

こちらがいくら努力をしても、劇的に改善する良い方法が見つからない。地道にやっていく以外にないというところは、非常に困ったところなんですけど、今後は、使用者・利用者にも協力を求めて進めていきたいなと考えております。

●委員長（大野委員） 3番、堀委員。

●堀委員 有収率、7割台が良いほうだとは言っていますが、7割の上のほうと下のほうでは雲泥の差なんです。一番良いところは9割を超えているところがある様な状況の中で、そこを見た時には決して威張れる様な数字ではない。

そういうものを考えた時に、今後の料金改定を目指した時に、町民にはどの様な説明をしていけば良いのか。もっともっと町民の皆さんの個別の給水管の、自分達の管の状態というものを確認してくださいと。それをやっていくのか、それとも事業者としてもっともっと給水管の調査をやっていくから、そこで判明した時には、町民の皆さんにも改修・改善について協力してくださいとか、制度的にもう少し何かの助成なりとかを出した中での改修を進めていくとか、やはりそういう様な対策を打っていかなければ、この状況というのは改善しないと思いますし、この状況下で、将来を語るのが非常に心苦しくなると思うんですよ。やはりもっと抜本的な対策を講じるべく進めていただかなければならないと思うんですが、如何でしょう。

●委員長（大野委員） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） 確かに、仰るとおりだと思います。先ほど言った様に個人所有である給水管の漏水がやはりネックになっておりますので、ここについて、今後どの様な、調査もだいたい年間約200万円、今年については少し多いので、もうちょっとかかるのかなと思うんですが、その調査の費用のウエートについても検討し、また利用者の協力も求めて何とか改善していきたいなと。やはり事業体で出来る努力の部分と、使っている方々の範疇で対応していただかなければならない部分というのはありますので、

双方で協力してやっていく方向で検討したいと思います。

それから最初に言われてました、漏水を探すための漏水流量設備なんですけれども、町の中にだいぶ、電池式の大型の水道メーターを設置してまして、以前よりはかなり細かい範囲で計測することが出来る様に、今現在なっております。それも、今のままで十分なのか、もっとあればさらに細かい範囲で調査が可能なのかも検討しながら、そういう整備も含めて検討してまいりたいと思います。

●委員長（大野委員長） 他、ございませんか。

（なし）

●委員長（大野委員） なければ、以上で収入を終わります。

●委員長（大野委員） 次に、支出に入ります。

1 款 水道事業費用、ございませんか。

（なし）

●委員長（大野委員） なければ、以上で支出を終わります。

●委員長（大野委員） 次に、11ページ、資本的収入及び支出に入ります。

収入、1 款 資本的収入、ございませんか。

（なし）

●委員長（大野委員） なければ、以上で収入を終わります。

●委員長（大野委員） 次に、支出に入ります。

1 款 資本的支出、ございませんか。

（なし）

●委員長（大野委員） なければ、以上で支出を終わります。

●委員長（大野委員） 1 ページに戻り、9 ページまでは、事業報告書です。

（なし）

●委員長（大野委員） 12ページから19ページまでは、財務諸表です。

(なし)

- 委員長（大野委員） 20ページから26ページまでは、附属明細書です。

(なし)

- 委員長（大野委員） 総体的にございませんか。

(なし)

- 委員長（大野委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本決算書は本案のとおり認定すべきものと決するに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

- 委員長（大野委員） 異議なしと認めます。

よって、「認定第8号 平成26年度厚岸町水道事業会計決算について」は、認定すべきものと決定いたしました。

- 委員長（大野委員） 次に、「認定第9号 平成26年度厚岸町病院事業会計決算の認定について」を議題といたします。

- 委員長（大野委員） 決算書の7ページ、決算報告書、収益的収入及び支出から進めてまいります。

収入、1款 病院事業収益、ございませんか。

(なし)

- 委員長（大野委員） なければ、以上で収入を終わります。

- 委員長（大野委員） 次に、支出に入ります。

1款 病院事業費用、ございませんか。

(なし)

- 委員長（大野委員） なければ、以上で支出を終わります。

- 委員長（大野委員） 次に、8ページ、資本的収入及び支出に入ります。

収入、第1款 資本的収入、ございませんか。

(なし)

●委員長（大野委員） なければ、以上で収入を終わります。

●委員長（大野委員） 次に、支出に入ります。

1款 資本的支出、ございませんか。

(なし)

●委員長（大野委員） なければ、以上で支出を終わります。

●委員長（大野委員） 1ページに戻り、6ページまでは事業報告書です。

(なし)

●委員長（大野委員） 9ページから16ページまでは、財務諸表です。

(なし)

●委員長（大野委員） 17ページから22ページまでは、附属明細書です。ございませんか。
3番、堀委員。

●堀委員 ちょっと戻って、6ページの一時借入金についてお聞きしたいんですけれども。前年度末残高が6,000万、大地みらい信用金庫。結果的に本年度末残高が1億円というふうに、一時借入金の金額が増えた中で年度を跨いでしまっている。年度を跨ぐ一時借入金、私はよろしくないんじゃないかと、私は以前に言わせていただいたんですけれども、一向に改善するつもりがないので、それについて会計管理者側の判断というのもあるんでしょうから、あまり多くは言いませんけれども。ただ、金額的に4,000万も増えてしまっている、この状況がどうなんだという様な話になると思うんですよ。総体的な収支といった中で改善が見られていると言うんですけれども、この4,000万増えたのが入ったの改善なものですから、これが抜ければとんでもないものになってしまうと思うんですけれども、この辺についてどの様に考えているのか教えてください。

●委員長（大野委員） 病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） 以前に指摘を受けていましたのは、水道企業からの借入れが、年末を跨ぐことが問題ではないか、というふうに指摘を受けたところでございます。それは、借入れは年度内に返済が終わっていますので、一時借入金を年度を超え

てしてはいけないという規定はないというふうに考えております。

それから、病院の場合、工事によっては防衛予算等々が年度を繰り越すといった場合がありますので、どうしても資金需要というのは、必ずしも年度末にきれいに減少に向かうとは限らないと。大きな工事があれば年度を超えて、支払いが起きるまでのつなぎ資金はどうしても必要だろうと、運転資金を含めてですね。そういった需要があったと。どれがいくらというのは、今すぐに示すことが出来ませんが、そういった資金需要があったというところでございます。

●委員長（大野委員） 3番、堀委員。

- 堀委員 違いますよ。私は夕張の例を出した中で、一時借入金の年度を繰り越すことによって、夕張とかのああいふ債務超過の問題を引き起こしたのも、あれも一時借入金ですから。そうならないためにも、本来であれば総務省のほうからきちんとした通知の中で、しない様にしなければいけないという通知も出した中で、今日は資料を持ってきていませんけれども、そういう指摘をさせてもらった経過というのは過去にありました。

そして水道課から借りたものを、きちっと年度内に返すということをさせていただいたこともあるんですけども。ですからそれについては、病院事業会計がどの様に考えてなのかということにもなるんでしょうけれども、年度を跨いでの一時借入金の繰越しというのは、よろしくないというのは認識した中で運営していただかなければならないと、私はそのように強く思います。もっと厳密に事業計画を立てた中で、しっかりと資金の中で、3月31日はもとよりですね、一時借入金が増えることのない様なことを、進めていく努力をしていただかなければならないと思います。

ましてや、様々な資金需要があるといった中で、前期6,000万が1億円になるというものをしっかり考えていただかなければならない。これはむしろ減っていく様にしていかなければならないし、そのような経営をしていただかなければ困ると私は思います。無尽蔵に病院会計に補助金を出すとかという様な、私はそんな大風呂敷を広げることは出来ませんので、やはり、もっともっと切り詰めた中で、しっかりと経営改善というものを図っていただきたいと思いますと思うんですが、如何でしょうか。

●委員長（大野委員） 病院事務長。

- 病院事務長（土肥事務長） 規定上は、例えば借り換えを行ったものですね、これは1年以上を超えてはならないという規定になっておりますが、今回行っているのは、そういった期間ではありませんので、1年以上を超えての借り換えはいいという規定になっていて、規定上はですね。ですから年度を超えてはならないという規定だけではなくて、ただし、その償還が出来ない時は1年、借りた時から1年以上を超えて借り入れは出来ないという規定になっておりますので、直ちにその規定に違反するという内容ではないと私は認識しております。

それから資金需要ですけども、やはりこれは、年々一時借入金の額は減ってはきておりますが、先ほども言いましたように、年度末にどうしても資金需要が出るという時

は、必ずしも3月に資金需要をぐっと抑えるということは出来ずに、資金需要が3月・4月に跨ぐという場合も、これは企業としてはやむを得ない状況で多々あるというふうに考えております。

それらの、一般会計の補助金ですとか、国からの交付金、これらをあてがって一時借入金を償還するということを、これまでもずっと繰り返してきていましたので、今回の決算においても、そういう様な形で決算をさせていただいているという内容でございます。

●委員長（大野委員） 3番、堀委員。

●堀委員 国の補助金とか何とかって、それだって本来であればその前の年の事業の費用というものは、4月・5月に入る。それが、当年度の収入としてまわってくるわけなんですから、それを考えた時には、何も当該年度だけが特別大きな事由があればあれかもしれないけれども、毎年同じような金額をやっている中では、そうそう大きく変更はしないんじゃないのかなと私は思います。

私は一時借入について、駄目だと言っているわけではないし、ただ、それは改善すべきだというふうには、しっかり指導は入っていると考えているんですよ、総務省のほうから。だからそれについては、私は今日は資料を持ってきていないので、今後やらせていただきますけれども。ただ、やはり無尽蔵に借り入れるものじゃない。確かにこれについては、一時借入れの限度額は決めていますけれども、少なくとも減らす方向をですね、もっともっとする様なものを考えていただきたいというように私は思います。

これについては、本当に、何か最終的な経営赤字が、何か一時借入れを起こすことによって、それが見えなくなってしまうというものが、それが一番怖いと私は思うので、そこら辺はきちっとしたものを、もっともっと厳格な運営というものをさせていただきたいと思うんですけども、如何でしょうか。

●委員長（大野委員） 病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） 一時借入金の状況が、その都度どういう状況にあるかといいますのは、貸借対照表上に記載されておりますし、収支状況というのは損益計算書の中で計上されると。それから今、病院事業がどういう状況にあるかというのは累積欠損金で、それも押し量れると。むしろ今回は、会計基準は大きく変わりましたが、一時借入金の額を出来るだけ縮小し、簡単に言いますと、自前のお金で運転が出来れば、それはそれに越したことはありませんけれども、これは診療報酬が2ヶ月遅れで入ってくる等々のことも含めて考えますと、簡単には大きな縮減というのは図れないかなと考えておりますが、そういった努力は今後も続けていきたいと考えております。

●委員長（大野委員） 他、ございませんか。

(なし)

- 委員長（大野委員） 総体的にございませんか。

(なし)

- 委員長（大野委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本決算書は本案のとおり認定すべきものと決するに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

- 委員長（大野委員） 異議なしと認めます。

よって、「認定第9号 平成26年度厚岸町病院事業会計決算について」は、認定すべきものと決定いたしました。

- 委員長（大野委員） 以上で、平成26年度各会計決算審査特別委員会に付託されました案件の審査は、全部終了いたしました。

よって、平成26年度各会計決算審査特別委員会を閉会いたします。

午後5時25分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成27年10月19日

平成26年度各会計決算審査特別委員会

委員長